



学報 第410号

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/9370">http://hdl.handle.net/10466/9370</a>



# 学報



集発行

大阪府立大学事務局

## 目次

1 平成12年度学位記授与式挙行 ..... 1	◇大阪府立大学先端科学研究所規程の 一部改正 ..... 29
2 規 則 ..... 3	◇大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を 改正する規則の一部改正 ..... 30
◇大阪府立大学学則の一部改正 ..... 3	◇大阪府立大学先端科学研究所協力研究分野規程の 一部改正 ..... 30
◇大阪府立大学大学院学則の一部改正 ..... 4	◇大阪府立大学大学院委員会規程の一部改正 ..... 30
◇大阪府立大学工学部規程の一部改正 ..... 5	◇大阪府立大学公開講座規程の一部改正 ..... 31
◇大阪府立大学大学院工学研究科規程の 一部改正 ..... 6	◇大阪府立大学情報環境基盤等検討委員会規程の 制定 ..... 31
◇大阪府立大学農学部規程の一部改正 ..... 7	3 訓令 ..... 32
◇大阪府立大学農学部附属家畜病院規程の 一部改正 ..... 10	◇大阪府立大学学報発行規程の一部改正 ..... 32
◇大阪府立大学農学部放射線障害予防規程の 一部改正 ..... 10	◇大阪府立大学行政文書管理細則の制定 ..... 32
◇大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程の 一部改正 ..... 12	4 人事 ..... 41
◇大阪府立大学大学院経済学研究科規程の 一部改正 ..... 13	◇辞令 ..... 41
◇大阪府立大学において開設する授業科目の 履修に関する規程の一部改正 ..... 13	◇学位取得 ..... 47
◇大阪府立大学総合科学部規程の一部改正 ..... 17	5 学内報 ..... 48
◇大阪府立大学学位規程の一部改正 ..... 23	◇主要日誌 ..... 48
◇大阪府立大学外国人特別学生規程の 一部改正 ..... 24	◇評議会 ..... 48
◇大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程の 一部改正 ..... 24	6 府大学関係 ..... 49
◇大阪府立大学大学院理学系研究科規程の 一部改正 ..... 26	◇大阪府大学条例の一部改正 ..... 49
◇大阪府立大学社会福祉学部規程の一部改正 ..... 28	◇大阪府大学条例施行規則の一部改正 ..... 49
◇大阪府立大学大学院社会福祉学研究科規程の 一部改正 ..... 29	◇大阪府大学職員被服貸与規程の一部改正 ..... 50
	◇大阪府大学処務規程の一部改正 ..... 50
	◇大阪府大学職員の勤務時間、休憩時間等に 関する規程の一部改正 ..... 51
	7 参考法令等 ..... 51

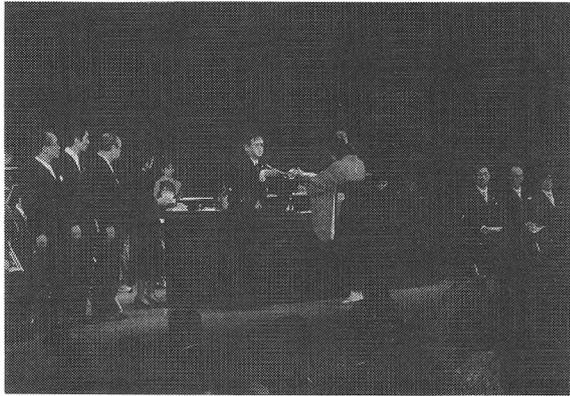
### 1 平成12年度学位記授与式挙行

—学部生 1041名、大学院生 505名に授与—  
3月23日（金）午前10時（農学部、経済学部、

総合科学部、当該各研究科）及び午後1時（工学部、  
社会福祉学部、当該各研究科）から、総合情報セン

ター・Uホール白鷺において、各学部及び大学院各研究科の学位記授与式が、来賓はじめ御家族、教職員参列のもとに挙行された。

工学部 407 名、農学部 165 名、経済学部 251 名、総合科学部 144 名、社会福祉学部 74 名に、また、大学院工学研究科博士前期課程 268 名、同博士後期課程 36 名、農学生命科学研究科博士前期課程 99 名、同博士後期課程 16 名、同博士課程 3 名、農学研究科博士後期課程 1 名、同博士課程 2 名、経済学研究科博士前期課程 24 名、同博士後期課程 3 名、総合科学研究科修士課程 39 名、人間文化科学研究科博士後期課程 2 名、理学系研究科博士後期課程 4 名、社会福祉学研究科博士前期課程 8 名にそれぞれ学位記が授与された。



## 学 長 式 辞

皆さん、卒業おめでとうございます。本日、ここにご来賓ならびにご家族の皆様のご臨席のもと、平成十二年度の学士・修士および博士の学位授与式を挙行できますことは、私たち教職員と在学生にとりまして最大喜びであります。全学を代表し改めて、お祝い申し上げます。特に、卒業生のご家族におかれましては、お子様、お孫様の今日の晴れ姿をご覧になり、感無量の思いを抱いておられることと存じ上げます。本当に長い間ご苦勞様でした。心からお祝い申し上げます。

さて、本日は、特にイブヌ・サンヨット インドネシア総領事をご来賓のお一人として出席されています。現在、本学には 272 名の留学生が在学していますがインドネシアからも 14 名の留学生が在籍しています。本日 7 名が修了されます。大学の国際化は、大学のあり方について重要検討項目でありましたが、現在、本学では、インドネシアのジュンバル大学をはじめ 27 大学と学術交流協定を結び、多数の

留学生が在籍していること、また、年間、延べ数にして数百名の教員が外国の国際学会や大学や著名な研究所との研究交流などを行なっており、大学の国際化については日常的なことになりました。

そのような状況の中で卒業生の中に、特に皆様にお知らせしたいことがあります。

それは、工学研究科の電気・情報系専攻で工学博士とされます有江隆之君であります。同君は、学部の卒業研究でおそらく世界で初めてカーボン・ナノチューブを用いて、原子間力顕微鏡像を観察しました。日本人研究者は慎重に研究成果を吟味しすぎる傾向があり、アメリカの若い研究者に先を越され論文発表が遅れたそうです。その悔しさをバネにして博士後期課程に進学し、今度はカーボン・ナノチューブの磁気力顕微鏡への展開という、素晴らしい成果を発表しこの分野の研究を通し米国の国立衛生研究所 (NIH) のデボラック博士の研究グループで物理学の立場から細胞生物学領域の研究を行うことが決まったそうです。ナノテクノロジーは先端科学で魅力ある分野です。分子コンピューターの開発や先端医学・農学等研究に関する彼の業績が話題になる日を期待しております。

次に、社会に開かれた大学として、また、生涯教育に対して大学に大きな期待があります。卒業生から 5 名の事例をご紹介します。

工学研究科・物質系専攻で工学博士とされた武田菊男氏は、現役の住友化学分析センターの副所長であります。社会人特別選抜枠で入学され、専門分野のすぐれた研究成果をまとめ、優秀な成績で博士後期課程を修了し現場に復帰されます。成果を生かした、今後のご活躍を期待しております。

次に農学生命科学研究科・獣医学専攻で博士(獣医学)を取得されました、増田 晃氏をご紹介します。増田氏は臨床獣医師として 30 年の実績を持っておられますが、社会人入学された後、ヒト伴侶動物としてのイヌの病気として多く発症例がある耳の病気について、酵母菌が原因となり発症する機作について研究され、新しい知見をえられました。

また、寺尾 襄氏は、同研究科博士前期課程に、会社を退職後入学され、『中高年の見た園芸と経済的自立に関する事例研究』を修士論文のテーマとして取り組み、高齢者社会で生活するための今日社会問題解決に一つの示唆を提供されました。

また、社会福祉学部の野村佳世子氏と京井彰子氏は、共に社会人特別選抜枠入試で入学されましたが、

正に若い学生の模範であり、特に野村氏は、学部の総合的最優秀学生として白鷺賞を受賞されます。

次に、若い特色ある学生を紹介します。

経済学部経済学科の村上恵美君は難関の国家試験『公認会計士』に在学中に合格しました。現役女子学生の合格は、学部創設以来、初の快挙です。

工学研究科・博士後期課程の新居 学君は、システム制御情報学会での研究発表に対し奨励賞を受賞しました。

同研究科・博士前期課程の森貞好昭君は、日本金属学会の関西支部研究会でベスト・プレゼンテーション賞を受賞しました。

学生生活は、学業のみではありません。工学部の村田隆規君は、白鷺祭の実行委員として新しい企画を打ち出すと同時に、応援団の団長を務め、市大戦・都立戦・六公立大戦を叱咤激励、いづれも優勝に導きました。

工学研究科・博士前期課程の長田 仁君は、吹田市子供会リーダー協議会の事務局長、会長を努め、大阪府全域の子供会活動の発展にボランティアとして活躍されました。

最後に工学研究科博士前期課程・航空宇宙工学分野を修了する嘉藤伸一君を紹介합니다。大阪府立大学・堺風車の会『ウインドミルクラブ』は、今年の鳥人間コンテストで、2年連続3度目の優勝を飾りました。本当にすばらしい成果です。その影には、

学部・大学院を通じて粘り強く夢を実現した多くの学生の姿がありました。中でも、嘉藤伸一君は学部の3回生の時に鳥人間コンテストのパイロットでしたが、台風のために大会が中止となり、飛ばせませんでした。しかし、大学院に進学して、人力飛行機に用いられる複合材料の信頼性についての研究を行い、学会誌や国際学会で論文を発表しました。最終学年の昨年、クラブのメンバー全員の意向でパイロットに再び挑戦することになりました。徹夜で作業した多くの仲間の協力に支えられて、今年の鳥人間コンテストでは見事に7945mを飛び、優勝を果たしました。

皆さんは、学部や大学院研究科において、それぞれの専門分野で基礎となる方法論を身につけて卒業或いは修了されます。体育会や文科系クラブで同じ釜の飯を食ったもの同士、友情を育んだことと思います。アルバイトやボランティアの経験も、今後、役に立つことでしょう。府立大学での青春時代の経験は、皆さんの今後の人生の中核を形成するものです。

本日は、慶びの日であります。式典終了後は、学位記を胸の前に掲げて、お互いに記念写真を撮られるでしょうが、それは、卒業の喜びであり、学位記を誇りにしていることの現われです。自信と喜びをもって、四月からの新たな生活に進まれ、それぞれの人生の舞台で良い仕事をされ、充実した日々を送られますことを祈り式辞とします。

平成 13 年 3 月 23 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

## 2 規 則

### ◇大阪府立大学学則の一部改正

大阪府立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

#### 大阪府立大学規則第 1 号

大阪府立大学学則の一部を改正する規則

大阪府立大学学則(昭和 35 年大阪府立大学規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 4 中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

#### 第 12 条の 2 第 2 項の表農学部項中

農学部	地域環境科学科	理科	理科・農業	を
-----	---------	----	-------	---

農学部	地域環境科学科	理科	理科・農業・情報	に
-----	---------	----	----------	---

改め、

#### 同条総合科学部の項中を

総合科学部	数理・情報・科学科	数学	数 学	を
-------	-----------	----	-----	---

総合科学部	数理・情報科学科	数学	数学・情報	に
-------	----------	----	-------	---

改め、

同条社会福祉学部の項中

社会福祉学部	社会福祉学科	社会	公 民	を
--------	--------	----	-----	---

社会福祉学部	社会福祉学科	社会	公民・福祉	に
--------	--------	----	-------	---

改める。

第 16 条及び第 18 条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年度以前に入学した者にかかる教員免許状取得の種類及び教科については、改正後の大阪府立大学学則第12条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学大学院学則の一部改正

大阪府立大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第2号

大阪府立大学大学院学則の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院学則（昭和50年4月1日）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(課程及び就業年限)

第2条 本学大学院に、博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、農学生命科学研究科獣医学専攻の博士課程（以下「獣医学博士課程」という。）の標準修業年限は4年とする。

3 博士課程は、これを標準修業年限2年の前期課程（以下「博士前期課程」という。）及び標準修業年限三年の後期課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

ただし、獣医学博士課程にあたっては、博士前期課

程及び博士後期課程の区分を設けないものとする。

4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第3条を次のように改める。

(課程の目的)

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第4条第1項中「修士課程又は」を削る。

第5条中の表総合科学研究科の項を削る。

第6条中の表を次のように改める。

研究科名	専攻名	博士課程				合計 総定員
		博士前期課程		博士後期課程		
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	
工学研究科	機械系専攻	52	104	20	60	164
	電機・情報系専攻	62	124	24	72	196
	物質系専攻	57	114	22	66	180
	計	171	342	66	198	540
農学生命科学研究科	農学環境科学専攻	46	92	17	51	143
	応用生命科学専攻	24	48	9	27	75
	小計	70	140	26	78	218
	獣医学専攻	入学定員		総定員		36
		9		36		
計	—	—	—	—	254	
経済学研究科	経済学専攻	36	72	13	39	111
	計	36	72	13	39	111
人間文化学研究科	比較文化専攻	10	20	2	6	26
	社会行動文化専攻	10	20	3	9	29
	計	20	40	5	15	55
理学系研究科	数理・情報科学専攻	15	30	5	15	45
	物質科学専攻	15	30	5	15	45
	計	30	60	10	30	90
学社研究会福祉研究科	社会福祉学専攻	5	10	3	9	19
	計	5	10	3	9	19

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「修士課程」を「博士前期課程」に改め、同条第 4 項中「修士課程又は」を削る。

第 11 条第 2 項中「修士課程又は」及び「修士課程若しくは」を削り、同条第 4 項中「修士課程若しくは」を削る

第 12 条の第 2 条 1 項中「修士課程及び」を削る。

第 15 条第 1 項中「修士課程又は」を削り、「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

第 18 条の見出しを「(博士前期課程の入学資格)」に改め、同条中「修士課程又は」を削り、同条第 4 号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第 19 条第 1 項中「修士課程若しくは」を削る。

第 20 条第 1 項中「修士課程又は」を削る。

第 28 条第 2 項の表中

総合科学研究科	文化学専攻	社会	地理歴史、公民
	数理・情報科学専攻	数学	数学
	物質科学専攻	理科	理科

を

人間文化学研究科	比較文化専攻	社会	公民
	社会行動文化専攻	社会	地理歴史
理学系研究科	数理・情報科学専攻	数学	数学
	物質科学専攻	理科	理科

に

改める。

第 33 条に次のただし書きを加える。

ただし、本学学則第 6 条の規定の本学大学院経済学研究科学生への準用にあたっては、同条第 1 項第 1 号の規定は「日曜日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 総合科学研究科の文化学専攻、数理・情報科学専攻、物質科学専攻は、改正後の大阪府立大学大学院学則(以下「新大学院学則」という。)第 5 条第 1 項

及び第 6 条の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に当該専攻に在学する者(以下「当該在学者」という。)が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、博士前期課程に関する規定は、当該在学者に適用するものとする。

3 本学大学院の収容定員のうち、工学研究科及び農学生命科学研究科に係る平成 13 年度の収容定員は、新大学院学則第 6 条の表工学研究科及び農学生命科学研究科の項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士課程				合計総定員
		博士前期課程		博士後期課程		
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	
工学研究科	機械系専攻	52	92	20	60	152
	電機・情報系専攻	62	110	24	72	182
	物質系専攻	57	101	22	66	167
	計	171	303	66	198	501
農学生命科学研究科	農学環境科学専攻	46	8	17	51	131
	応用生命化学専攻	24	42	9	27	69
	小計	70	122	26	78	200
	獣医学専攻	入学定員		総定員		36
		9		36		
計	-	-	-	-	236	

4 平成 12 年度以前に入学した者の取得することができる教員免許状取得資格の種類及び教科については、新大学院学則第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学工学部規程の一部改正

大阪府立大学工学部規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 3 号

大阪府立大学工学部規程の一部を改正する規則

大阪府立大学工学部規定(昭和 35 年大阪府立大学規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表専門科目の表航空宇宙工学科の項中

システム工学 A	二
宇宙推進工学	二
航空宇宙機器	二

を

システム工学 A	二
宇宙情報通信システム工学	二
宇宙推進工学	二
航空宇宙誘導制御	二

に改め、

化学工学科の項中

物理化学Ⅲ A	二
無機化学 I A	二

を

物理化学Ⅲ A	二
化学基礎 I	二
化学基礎 II	二
化学基礎Ⅲ	二
無機化学 I A	二

に改め、

数理工学科の項中

数値解析	二
幾何学 A I	二

を

数値解析	二
離散数学	二
幾何学 A I	二

に、

統計熱力学	二
物性物理学	二

を

統計熱力学	二
統計熱力学Ⅱ	二
物性物理学	二

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 平成 12 年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の大阪府工学部規程(以下「新規規」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規規別表専門科目の表中「宇宙情報通信システム工学(2 単位)」、「離散数学(2 単位)」及び「統計熱力学Ⅱ(2 単位)」の授業科目は、平成 11 年度及び平成 12 年度に入学した者も履修し、単位を修得することができる。

◇大阪府立大学大学院工学研究科規程の一部改正

大阪府立大学大学院工学研究科規程の一部を改正する規定を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 4 号

大阪府立大学大学院工学研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院工学研究科規程(昭和 51 年大阪府立大学規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表

機械システム工学分野の表博士前期課程の項中

大気汚染制御特論	二
環境保全機械特論	二
構造動力学特論	二

を

大気汚染制御特論	二
環境保全工学特論 I	二
環境保全工学特論 II	二
構造動力学特論	二

に改め、

エネルギー機械工学分野の表博士前期課程の項中

大気汚染制御特論	二
環境保全機械特論	二
エネルギーシステム計画学特論	二

を

大気汚染制御特論	二
環境保全工学特論 I	二
環境保全工学特論 II	二
エネルギーシステム計画学特論	二

に改め、

電気電子システム工学分野の表博士前期課程の項中

電磁波工学特論	二
知的情報処理特論	二

を

電磁波工学特論	二
デジタル通信特論	二
モバイル通信特論	二
知的情報処理特論	二

に改め、

電気電子システム工学分野の表博士後期課程の項中

光波電子工学特別講義	二
------------	---

を

光波電子工学特別講義	二	に改め、
知的通信システム特別講義	二	

情報工学分野の表博士前期課程の項中

計算理論特論	二	を
人工知能特論	二	

計算理論特論	二	に、
デジタル通信特論	二	
人工知能特論	二	

情報通信システム特論	二	を
生産計画法特論	二	

情報通信システム特論	二	に改める。
モバイル通信特論	二	
生産計画法特論	二	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 平成 12 年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の大阪府立大学工学研究科規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学農学部規程の一部改正

大阪府立大学農学部規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 5 号

大阪府立大学農学部規程の一部を改正する規則  
大阪府立大学農学部規程(昭和 35 年の大阪府立大学規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中

獣 医 学 科		を
同 上		
同 上		
必修科目を含む 16 単位以上		
必修科目を含む 161 単位以上		
203 単位以上		

獣 医 学 科		に改める。
同 上		
同 上		
必修科目を含む 8 単位以上		
必修科目を含む 148 単位以上		
182 単位以上		

別表(第 5 条関係)応用植物科学科の項中

植物発育生理学	二	を
---------	---	---

植物発育遺伝生理学	二	に、
-----------	---	----

バイオサイエンス概論Ⅱ	二	他学部提供科目	を
応用植物科学学外実習	一		

バイオサイエンス概論Ⅱ	二	他学部提供科目	に
応用植物科学学外実習	一		
大阪の食とみどり論	二		

改め、

地域環境科学科の項中

図学Ⅰ	二	を
図学Ⅲ	二	

図形科学	二	に、
------	---	----

システム設計工学	二	を
----------	---	---

情報システム設計工学	二	に、
------------	---	----

制御工学	二	を
------	---	---

情報制御工学	二	に、
--------	---	----

緑地環境保全学	二	他学部提供科目	を
都市緑地論	二		
景観生態学	二		

緑地環境保全学	二		に
都市緑地論	二		
景観生態学	二		

シミュレーション工学	二	を
------------	---	---

マルチメディア情報論	二
------------	---

に改め、

獣医学科の項中

獣医学概論	一
獣医解剖学	四
獣医組織学	二
発生学	二
獣医解剖学実習	二
獣医組織学実習	二
獣医生理学	六
獣医生理学実習	二
有機化学	二
生化学	四
生化学実習	一
繁殖学	一
繁殖学実習	一
獣医薬理学	四
薬理学実習	一
獣医病理学総論	四
獣医病理学各論	四
獣医病理学実習	二
獣医細菌学	四
獣医ウイルス学	二
獣医微生物学実習第一	一
獣医微生物学実習第二	一
獣医免疫・血清学	四
獣医免疫・血清学実習	一

を

獣医学概論	一
獣医解剖学A	二
獣医解剖学B	二
獣医組織学	二
発生学	二
獣医解剖学実習	一
獣医生理学A	二
獣医生理学B	二
獣医生理学実習	一
有機化学	二
獣医生化学A	二
獣医生化学B	二
生化学実習	一
獣医薬理学A	二
獣医薬理学B	二
獣医薬理学実習	一
獣医病理学A	二

獣医病理学B	二
獣医病理学実習	一
獣医細菌学	二
獣医ウイルス学	二
獣医微生物学実習	一
獣医免疫学A	二
獣医免疫学B	二

に

獣医寄生虫学	四	
獣医寄生虫学実習	一	
放射線生物学	二	他学部提供科目
畜産学概論	二	
牧場実習	一	
生物統計学	二	
食品衛生学	二	他学部提供科目
獣医公衆衛生学A	二	
獣医公衆衛生学B	二	
獣医公衆衛生学実習	一	
毒性学	四	
毒性学実習	一	
実験動物学	四	
実験動物学実習	一	
獣医衛生学	四	
獣医衛生学実習	一	
魚病学	二	
獣医内科学第一	四	
獣医内科学第二	二	
獣医内科臨床	三	
獣医臨床病理学	四	
獣医外科学総論	二	
獣医外科学各論	四	
獣医外科臨床	二	
総合臨床第一	一	
獣医臨床繁殖学	四	
獣医臨床繁殖学実習	一	
獣医放射線学	二	
獣医放射線学実習	一	
獣医伝染病学	四	
卒業研究	十	
獣医学演習	一	
基礎生物生産論及び実習	二	
バイオサイエンス概論Ⅰ	二	他学部提供科目
バイオサイエンス概論Ⅱ	二	他学部提供科目
獣医解剖学特殊講義	二	
獣医病理学特殊講義	二	

獣医解剖学特殊講義	二		基礎生物生産論及び実習	二	
獣医病理学特殊講義	二		バイオサイエンス概論Ⅰ	二	他学部提供科目
形態学特殊講義	二		バイオサイエンス概論Ⅱ	二	他学部提供科目
獣医生理学特殊講義	二		学外特別実習	一	
薬理学特殊講義	二		獣医細胞生物学	二	
機能学特殊講義	二		獣医物理学	二	
獣医微生物学特殊講義	二		獣医細胞生物学実習	一	
獣医公衆衛生学特殊講義	二		獣医物理学実習	一	
		を			に、
獣医免疫・血清学実習	一		予防獣医学特殊講義	二	
獣医寄生虫学	二		獣医内科学特殊講義	二	
獣医寄生虫学実習	一		獣医外科学特殊講義	二	
放射線生物学	二	他学部提供科目	獣医臨床繁殖学特殊講義	二	
畜産学概論	二		臨床学特殊講義	二	
牧場実習	一		分子生物学特殊講義	二	
生物統計学	二		実験動物学特殊講義	二	
食品衛生学	二	他学部提供科目	放射線学特殊講義	二	
獣医公衆衛生学A	二		毒性学特殊講義	二	
獣医公衆衛生学B	二		獣医疫学特殊講義	二	
獣医公衆衛生学実習	一		獣医免疫学特殊講義	二	
毒性学A	二		発生工学特殊講義	二	
毒性学B	二		動物行動学	二	
毒性学実習	一		発生学実習	一	
実験動物学A	二		病理検査実習	一	
実験動物学B	二		内分泌学実習	一	
実験動物学実習	一		機能学実習第一	一	
獣医衛生学A	二		機能学実習第二	一	
獣医衛生学B	二		機能学実習第三	一	
獣医衛生学実習	一		細胞免疫学実習	一	
魚病学	二		食品衛生学実習	一	
獣医内科学A	二		総合臨床第二(内科)	一	
獣医内科学B	二		総合臨床第二(外科)	一	
獣医内科臨床	一		安全性評価実習	一	
獣医外科学A	二		動物実験手技手法実習	一	
獣医外科学B	二		獣医ウイルス学実習	一	
獣医外科臨床	一		放射線細胞生物学実習	一	
獣医臨床繁殖学A	二		獣医寄生動物学実習	一	
獣医臨床繁殖学B	二		学外特別実習	一	
獣医臨床繁殖学実習	一				を
獣医放射線学	二		獣医科学英語A	一	
獣医放射線学実習	一		獣医科学英語B	一	
獣医伝染病学総論	二		動物生態学	二	
獣医伝染病学各論	二		神経内分泌学	二	
卒業研究	十		獣医国際防疫学	二	
獣医学演習	一				

獣医病理診断学実習	一
細胞病態学	二
細胞病態学実習	一
細胞病態診断学	二
診断治療学総論	二
診断治療学実習	一
大動物診断治療学 A	二
大動物診断治療学 B	二
特殊診断治療学	二
大動物臨床 A	一
大動物臨床 B	一
野生動物医学	二
分子形態形成学	二
毒性病態学	二
疾患モデル動物学	二
細胞機能情報学	二
臨床薬物学	二
生態機能学実習	一
分子疫学	二
分子微生物学	二
実践小動物臨床学	二
獣医腫瘍学	二
特殊形態解析学	二
遺伝子病態学	二
生態制御医学	二
分子細胞生物学	二
寄生虫病診断解析学	二
食品管理評価学	二
分子免疫学	二
感染制御学	二
総合臨床	一

に  
改め、

学科共通の項中

学科 共通	随意 科目	教職総合演習	二	経済学部担当
		職業指導	四	

を

学科 共通	随意 科目	教職総合演習	二	経済学部担当
		職業指導	四	
		情報と職業	二	

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 12 年度以前に入学したのものにかかる授業科目及び卒業要件等については、改正後の大阪府立大学農学部規程（以下「新規程」という。）別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、「都市緑地論（2 単位）」の授業科目については新規程別表による。

◇大阪府立大学農学部附属家畜病院規程の一部改正

大阪府立大学農学部附属家畜病院規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 6 号

大阪府立大学農学部附属家畜病院規程の一部を改正する規則

大阪府立大学農学部附属家畜病院規程（昭和 31 年大阪府立大学規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

6 その他必要な事項

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学農学部放射線障害予防規程の一部改正

大阪府立大学農学部放射線障害予防規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 7 号

大阪府立大学農学部放射線障害予防規程の一部を改正する規則

大阪府立大学農学部放射線障害予防規程（平成元年大阪府立大学規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「もって学内外の安全を確保することを目的とする。」の下に「本規則は法第 21 条に規程する放射線障害予防規程である。」を加える。

第 8 条第 7 項中「講座」を「研究室」に改める。

第14条第1号中「被ばく線量計」を「個人被ばく線量計」に改め、同条第2号中「放射線測定器具」を「放射線測定器」に改める。

第20条の見出しを「(放射線測定器等の保守)」に改め、同条中「放射線測定機器」を「放射線測定器」に改める。

第21条中「放射線測定機器」を「放射線測定器」に改める。

第23条を次のように改める。

(実効線量及び等価線量の算定)

第23条 管理部長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ次の各号に掲げる項目に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人被ばく線量計で困難な場合は、放射線の量の測定についてはサーベイメータ等の放射線測定器を用いることとし、それでもなお困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量当量について行うこと。
- 二 測定は、胸部(女子にあたっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 三 前号のほか、人体部位を頭部及び頸部並びに胸部及び上腕部並びに腹部及び大腿部に分けたとき、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子にあたっては腹部及び大腿部)以外である場合は、当該部位についても行うこと。
- 四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部及び頸部、胸部及び上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- 五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- 六 管理区域に立ち入る間継続して行うこと。ただし、一時立入者として管理部長が認めた者については、外部被ばくによる実効線量が百マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

七 測定に関し、次に掲げる項目については、測定結果を記録し、保存すること。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定をした者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び形式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位及び測定結果

八 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠する意思のない旨を書面で申し出た者を除く)にあたっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、記録すること。

九 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次に掲げる項目について記録すること。

- イ 算定年月
- ロ 対象者の氏名
- ハ 算定した者の氏名
- ニ 算定対象期間
- ホ 実効線量
- ヘ 等価線量及び組織名

十 前号の算定については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠する意思のない旨を書面で申し出た者を除く)にあたっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い、記録すること。

2 管理部長は、前項の算定結果に基づき、使用施設等における1年間及び平成13年4月1日以降の5年毎に区分した各期間の放射線業務従事者数及び個人実効線量分布を作成しなければならない。

3 管理部長は、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた者がある場合は、当該1年間を含む5年間(平成13年以降5年毎に区分した各期間)のその者の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目について記録すること。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

4 第1項第7号から第10号の記録は、農学部長が永久に保存するとともに、記録の対象者に対して

その写しを交付すること。

第 25 条第 1 項第 1 号中「6 月以内 (第 4 号のハ及びニに掲げる項目については 3 月以内ごと)」を「1 年以内」に改め、同項第 4 号中「口からニまでの部位又は項目については、医師が必要でないときとは省略することができる」を「イからハの部位又は項目 (初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあたってはイ及びロの部位又は項目を除く) については、医師が必要と認めるときに行う。」に改め、同号イ中「末しょう血液中の血色素量、赤血球数、白血球数及び白血球百分率」を「末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率」に改め、同号ロ中「末しょう血液中の白血球像」を「皮膚」に改め、同号ハ中「皮膚」を「眼」に改め、同号ニ及びホを削り、同項に次の 1 号を加え、

五 電離放射線障害防止規則 (昭和 47 年労働省令第 41 号) に規程される業務従事者にあたっては、前号のイに掲げる項目については 6 月以内ごとに 1 回、同号のロ及びハに掲げる部位については 3 月以内ごとに 1 回の健康診断を行わなければならない。

同条第 2 項第 4 号中「実効線量当量限度又は実効線量限度」を「実効線量限度又は等価線量限度」に改める。

第 28 条第 3 号中「直ちに長官」を「直ちに文部科学大臣 (以下「大臣」という。)」に改め、「長官に報告すること。」を「大臣に報告すること。」に改め、同号ロ中「実効線量当量限度又は組織線量当量限度」を「実効線量限度又は等価線量限度」に改める。

第 29 条第 3 号中「長官」を「大臣」に改める。

第 30 条第 6 号中「長官及び運輸大臣」を「大臣及び国土交通大臣」に改める。

第 31 条及び第 32 条中「長官」を「大臣」に改める。

別表第 1 中「講座・研究室」を「研究室」に改める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程の一部改正

大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 8 号

大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程 (昭和 51 年 3 月 10 日大阪府立大学規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表獣医学専攻の表を次のように改める。

区 分	授業科目	単位数
博士 課程	獣医解剖学特別講義	二
	獣医病理学特別講義	二
	実験動物医学特別講義	二
	細胞病態学特別講義	二
	統合生理学特別講義	二
	応用薬理学特別講義	二
	細胞分子生物学特別講義	二
	毒性学特別講義	二
	獣医微生物学特別講義	二
	獣医公衆衛生学特別講義	二
	獣医免疫学特別講義	二
	獣医感染症学特別講義	二
	獣医国際防疫学特別講義	二
	獣医内科学特別講義	二
	獣医外科学特別講義	二
	獣医繁殖学特別講義	二
	獣医放射線学特別講義	二
	特殊診断治療学特別講義	二
	動物応用形態学特別講義	二
	動物応用機能学特別講義	二
	感染制御学特別講義	二
	動物疾病治療学特別講義	二
	生体構造機能学研究法特別演習	二
	生体構造機能学特別演習第 1	二
	生体構造機能学特別演習第 2	二
	生体構造機能学特別演習第 3	二
生体構造機能学特別研究第 1	二	
生体構造機能学特別研究第 2	二	
生体構造機能学特別研究第 3	二	
生体構造機能学特別研究第 4	二	

生体構造機能学特別研究第5	二
生体構造機能学特別研究第6	二
生体構造機能学特別研究第7	二
生体構造機能学特別研究第8	二
疾病制御学研究法特別演習	二
疾病制御学特別演習第1	二
疾病制御学特別演習第2	二
疾病制御学特別演習第3	二
疾病制御学特別研究第1	二
疾病制御学特別研究第2	二
疾病制御学特別研究第3	二
疾病制御学特別研究第4	二
疾病制御学特別研究第5	二
疾病制御学特別研究第6	二
疾病制御学特別研究第7	二
疾病制御学特別研究第8	二

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年度以前に入学した者にかかる授業科目及び単位数については、改正後の大阪府立大学大学院農学生命科学研究科規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学大学院経済学研究科規程の一部改正

大阪府立大学大学院経済学研究科規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第9号

大阪府立大学大学院経済学研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院経済学研究科規程（昭和51年3月10日大阪府立大学規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項の」を「博士後期過程入学者の」に改め、「本学以外の」を削り、「研究科会議において定める方法により」を「これに準じて」に改める。

第8条第1項中「学年末」の下に「又は学期末」

を加え、「研究科会議の承諾を受けて、」を削る。

別表中

経済関連法購読B	二
外国文献研究A	二

を

経済関連法購読B	二
経営学特別研究I	二
経営学特別研究II	二
法学特別研究I	二
外国文献研究A	二

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 「経営学特別研究I」「経営学特別研究II」及び「法学特別研究I」の授業科目は、平成12年度以前に入学した者も履修し、単位を修得することができる。

◇大阪府立大学において開設する授業科目の履修に関する規程の一部改正

大阪府立大学において開設する授業科目の履修に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第10号

大阪府立大学において開設する授業科目の履修に関する規程の一部を改正する規則

大阪府立大学において開設する授業科目の履修に関する規程（平成6年大阪府立大学規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「大阪府立大学教職課程委員会」を「大阪府立大学教育課程調整委員会」に改める。

別表第1 人文・社会科学系科目の項中

哲学A	二
哲学B	二
比較宗教A	二
比較宗教B	二
西洋文化史A	二
西洋文化史B	二

現代思想A	二	心理学基礎B	二
現代思想B	二	社会学A	二
中国の思想A	二	社会学B	二
中国の思想B	二	社会科学特講(部落問題論)	四
科学技術思想A	二	障害者問題論A	二
科学技術思想B	二	障害者問題論B	二
論理学A	二		
論理学B	二	哲学A	二
日本史A	二	哲学B	二
日本史B	二	宗教思想A	二
アジア史A	二	宗教思想B	二
アジア史B	二	現代思想A	二
西洋史A	二	現代思想B	二
西洋史B	二	中国の思想A	二
現代史A	二	中国の思想B	二
現代史B	二	科学技術思想A	二
芸術学A	二	科学技術思想B	二
芸術学B	二	日本史A	二
比較美術史A	二	日本史B	二
比較美術史B	二	アジア史A	二
社会と文化の地理学A	二	アジア史B	二
社会と文化の地理学B	二	西洋史A	二
環境と経済の地理学A	二	西洋史B	二
環境と経済の地理学B	二	現代史A	二
都市と人間の地理学A	二	現代史B	二
都市と人間の地理学B	二	芸術学A	二
文学の理論A	二	芸術学B	二
文学の理論B	二	比較美術史A	二
世界の文学A	二	比較美術史B	二
世界の文学B	二	地理学基礎A	二
日本の文学A	二	地理学基礎B	二
日本の文学B	二	地理学基礎C	二
日本の言語A	二	文学の理論A	二
日本の言語B	二	文学の理論B	二
中国の言語文化A	二	世界の文学A	二
中国の言語文化B	二	世界の文学B	二
倫理学	二	日本の文学A	二
西洋宗教思想A	二	日本の文学B	二
西洋宗教思想B	二	日本の言語A	二
経済学A	二	日本の言語B	二
経済学B	二	中国の言語文化A	二
政治学A	二	中国の言語文化B	二
政治学B	二	倫理学A	二
法学(日本国憲法2単位を含む)	四	倫理学B	二
心理学基礎A	二	経済学A	二

を

経済学B	二	に	人文地理学研究	二	を
政治学A	二		都市・経済地理学	二	
政治学B	二		村落・文化地理学	二	
法学（日本国憲法2単位を含む）	四		日本地誌	二	
心理学基礎A	二		世界地誌	二	
心理学基礎B	二		自然地理学研究A	二	
社会学A	二		自然地理学研究B	二	
社会学B	二				
社会科学特講（部落問題論）	四				
中国思想研究A	二	に	中国思想研究A	二	
中国思想研究B	二		中国思想研究B	二	
西洋古典思想A	二		西洋古典思想A	二	
西洋古典思想B	二		西洋古典思想B	二	
科学思想史A	二		西洋思想史A	二	
科学思想史B	二		西洋思想史B	二	
科学技術論	二		科学思想史A	二	
宗教思想史研究A	二		科学思想史B	二	
宗教思想史研究B	二		科学技術論A	二	
哲学研究A	二		科学技術論B	二	
哲学研究B	二		宗教思想史研究A	二	
倫理学研究A	二		宗教思想史研究B	二	
倫理学研究B	二		環境思想A	二	
人間形成論研究	二		環境思想B	二	
教育過程論A	二		哲学研究A	二	
教育過程論B	二		哲学研究B	二	
現代教育論A	二		倫理学研究A	二	
現代教育論B	二		倫理学研究B	二	
行動科学	二		人間形成論研究	二	
認知学習心理学	二		教育原理	二	
社会心理学	二		教育環境	二	
表現行動学	二		教育方法学	二	
発達心理学	二		教育心理学	二	
知覚心理学	二		認知学習心理学	二	
社会行動論	二		行動科学	二	
現代社会学Ⅰ	二		社会心理学	二	
現代社会学Ⅱ	二		表現行動学	二	
比較社会学	二		発達心理学	二	
比較文化社会学	二		現代社会学	二	
法文化論A	二		社会学理論	二	
法文化論B	二		比較社会学	二	
現代政治論A	二		文化社会学	二	
現代政治論B	二	法文化論A	二		
経済社会学A	二	法文化論B	二		
経済社会学B	二	現代政治論A	二		
		現代政治論B	二		
		経済社会学A	二		

<table border="1"> <tr><td>経済社会学 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>現代経済学 A</td><td>二</td></tr> <tr><td>現代経済学 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>人文地理学研究</td><td>二</td></tr> <tr><td>都市・経済地理学</td><td>二</td></tr> <tr><td>文化地理学</td><td>二</td></tr> <tr><td>日本地誌</td><td>二</td></tr> <tr><td>世界地誌</td><td>二</td></tr> <tr><td>自然地理学</td><td>二</td></tr> </table>	経済社会学 B	二	現代経済学 A	二	現代経済学 B	二	人文地理学研究	二	都市・経済地理学	二	文化地理学	二	日本地誌	二	世界地誌	二	自然地理学	二	に、	同表 外国語科目の項中	<table border="1"> <tr><td>総合英語 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>英語 L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>英語 I L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>総合英語 II</td><td>二</td></tr> <tr><td>英会話</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I 文法</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I 読本</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 II</td><td>二</td></tr> <tr><td>視聴覚ドイツ語</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I 文法</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I 読本</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 II</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 II L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>総合英語 I A</td><td>一</td></tr> <tr><td>総合英語 I B</td><td>一</td></tr> <tr><td>英語 L L A</td><td>一</td></tr> <tr><td>英語 L L B</td><td>一</td></tr> <tr><td>総合英語 II A</td><td>一</td></tr> <tr><td>総合英語 II B</td><td>一</td></tr> </table>	総合英語 I	二	英語 L L	二	英語 I L L	二	総合英語 II	二	英会話	二	ドイツ語 I	二	ドイツ語 I 文法	二	ドイツ語 I 読本	二	ドイツ語 II	二	視聴覚ドイツ語	二	ドイツ語 L L	二	フランス語 I	二	フランス語 I 文法	二	フランス語 I 読本	二	フランス語 II	二	フランス語 L L	二	フランス語 II L L	二	総合英語 I A	一	総合英語 I B	一	英語 L L A	一	英語 L L B	一	総合英語 II A	一	総合英語 II B	一
経済社会学 B	二																																																																		
現代経済学 A	二																																																																		
現代経済学 B	二																																																																		
人文地理学研究	二																																																																		
都市・経済地理学	二																																																																		
文化地理学	二																																																																		
日本地誌	二																																																																		
世界地誌	二																																																																		
自然地理学	二																																																																		
総合英語 I	二																																																																		
英語 L L	二																																																																		
英語 I L L	二																																																																		
総合英語 II	二																																																																		
英会話	二																																																																		
ドイツ語 I	二																																																																		
ドイツ語 I 文法	二																																																																		
ドイツ語 I 読本	二																																																																		
ドイツ語 II	二																																																																		
視聴覚ドイツ語	二																																																																		
ドイツ語 L L	二																																																																		
フランス語 I	二																																																																		
フランス語 I 文法	二																																																																		
フランス語 I 読本	二																																																																		
フランス語 II	二																																																																		
フランス語 L L	二																																																																		
フランス語 II L L	二																																																																		
総合英語 I A	一																																																																		
総合英語 I B	一																																																																		
英語 L L A	一																																																																		
英語 L L B	一																																																																		
総合英語 II A	一																																																																		
総合英語 II B	一																																																																		
<table border="1"> <tr><td>医学概論 B</td><td>二</td></tr> </table>	医学概論 B	二	を																																																																
医学概論 B	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>医学概論 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>障害者問題論 A</td><td>二</td></tr> <tr><td>障害者問題論 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>教育心理学</td><td>二</td></tr> </table>	医学概論 B	二	障害者問題論 A	二	障害者問題論 B	二	教育心理学	二	に改め、																																																										
医学概論 B	二																																																																		
障害者問題論 A	二																																																																		
障害者問題論 B	二																																																																		
教育心理学	二																																																																		
同表 自然科学系科目の項中																																																																			
<table border="1"> <tr><td>数理・情報科学の方法 A</td><td>二</td></tr> <tr><td>数理・情報科学の方法 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>現代物理学</td><td>二</td></tr> <tr><td>現代化学</td><td>二</td></tr> <tr><td>地球科学概論 A</td><td>二</td></tr> <tr><td>地球科学概論 B</td><td>二</td></tr> <tr><td>生命科学概論 A</td><td>二</td></tr> <tr><td>生命科学概論 B</td><td>二</td></tr> </table>	数理・情報科学の方法 A	二	数理・情報科学の方法 B	二	現代物理学	二	現代化学	二	地球科学概論 A	二	地球科学概論 B	二	生命科学概論 A	二	生命科学概論 B	二	を																																																		
数理・情報科学の方法 A	二																																																																		
数理・情報科学の方法 B	二																																																																		
現代物理学	二																																																																		
現代化学	二																																																																		
地球科学概論 A	二																																																																		
地球科学概論 B	二																																																																		
生命科学概論 A	二																																																																		
生命科学概論 B	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>数理・情報科学概論</td><td>二</td></tr> <tr><td>基礎科学概論</td><td>二</td></tr> <tr><td>応用科学概論</td><td>二</td></tr> </table>	数理・情報科学概論	二	基礎科学概論	二	応用科学概論	二	に、																																																												
数理・情報科学概論	二																																																																		
基礎科学概論	二																																																																		
応用科学概論	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>国際資源環境論</td><td>二</td></tr> <tr><td>都市緑地論</td><td>二</td></tr> <tr><td>環境開発工学</td><td>二</td></tr> </table>	国際資源環境論	二	都市緑地論	二	環境開発工学	二	を																																																												
国際資源環境論	二																																																																		
都市緑地論	二																																																																		
環境開発工学	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>国際資源環境論</td><td>二</td></tr> <tr><td>環境開発工学</td><td>二</td></tr> </table>	国際資源環境論	二	環境開発工学	二	に、																																																														
国際資源環境論	二																																																																		
環境開発工学	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>線形数学 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>線形数学 II</td><td>二</td></tr> </table>	線形数学 I	二	線形数学 II	二	を																																																														
線形数学 I	二																																																																		
線形数学 II	二																																																																		
<table border="1"> <tr><td>線形代数 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>線形代数 II</td><td>二</td></tr> </table>	線形代数 I	二	線形代数 II	二	に、																																																														
線形代数 I	二																																																																		
線形代数 II	二																																																																		
			<table border="1"> <tr><td>総合英語</td><td>二</td></tr> <tr><td>英語 L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>英語表現</td><td>二</td></tr> <tr><td>検定英語</td><td>二</td></tr> <tr><td>Oral Communication</td><td>二</td></tr> <tr><td>Presentation</td><td>二</td></tr> <tr><td>Creative Writing</td><td>二</td></tr> <tr><td>英語読解</td><td>二</td></tr> <tr><td>実用英語</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I 文法</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 I 読本</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 II</td><td>二</td></tr> <tr><td>視聴覚ドイツ語</td><td>二</td></tr> <tr><td>視聴覚ドイツ語</td><td>二</td></tr> <tr><td>ドイツ語 L L</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I 文法</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 I 読本</td><td>二</td></tr> <tr><td>フランス語 II</td><td>二</td></tr> </table>	総合英語	二	英語 L L	二	英語表現	二	検定英語	二	Oral Communication	二	Presentation	二	Creative Writing	二	英語読解	二	実用英語	二	ドイツ語 I	二	ドイツ語 I 文法	二	ドイツ語 I 読本	二	ドイツ語 II	二	視聴覚ドイツ語	二	視聴覚ドイツ語	二	ドイツ語 L L	二	フランス語 I	二	フランス語 I 文法	二	フランス語 I 読本	二	フランス語 II	二																								
総合英語	二																																																																		
英語 L L	二																																																																		
英語表現	二																																																																		
検定英語	二																																																																		
Oral Communication	二																																																																		
Presentation	二																																																																		
Creative Writing	二																																																																		
英語読解	二																																																																		
実用英語	二																																																																		
ドイツ語 I	二																																																																		
ドイツ語 I 文法	二																																																																		
ドイツ語 I 読本	二																																																																		
ドイツ語 II	二																																																																		
視聴覚ドイツ語	二																																																																		
視聴覚ドイツ語	二																																																																		
ドイツ語 L L	二																																																																		
フランス語 I	二																																																																		
フランス語 I 文法	二																																																																		
フランス語 I 読本	二																																																																		
フランス語 II	二																																																																		

フランス語LL	二	に改め、
フランス語ⅡLL	二	

同表 総合科目の項中

情報基礎	二	を
------	---	---

情報基礎 (情報社会と情報倫理を含む。)	二	に改め、
----------------------	---	------

同表 教職科目の項中

教育哲学A	二	を
教育心理学	二	
教育指導	二	
社会教育学A	二	
教育方法学	二	
国語科教育法A	二	
国語科教育法B	二	
社会(地歴分野)教育法	二	
社会(公民分野)教育法	二	
地理歴史科教育法	二	
公民科教育法	二	
数学科教育法A	二	
数学科教育法B	二	
理科教育法A	二	
理科教育法B	二	
農業科教育法A	二	
農業科教育法B	二	
工業科教育法A	二	
工業科教育法B	二	
商業科教育法A	二	
商業科教育法B	二	

教育人間学	二
教育心理学	二
教育指導	二
社会教育学A	二
教育方法学	二
国語科教育法A	二
国語科教育法B	二
社会(地歴分野)教育法	二
社会(公民分野)教育法	二
地理歴史科教育法	二
公民科教育法	二
数学科教育法A	二
数学科教育法B	二
理科教育法A	二

理科教育法B	二	に改める。
農業科教育法A	二	
農業科教育法B	二	
工業科教育法A	二	
工業科教育法B	二	
商業科教育法A	二	
商業科教育法B	二	
情報科教育法A	二	
情報科教育法B	二	
福祉科教育法A	二	
福祉科教育法B	二	

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の大阪府立大学において開設する授業科目の履修に関する規程(以下「新規程」という。)第4条第2項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成12年度以前に入学した者及び大阪府立大学学則第19条の規程により修業年限を通算する者で、平成13年度入学生にあつては1年以上、平成14年度入学生にあつては2年以上となる者の授業科目及び単位数については、新規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学総合科学部規程の一部改正

大阪府立大学総合科学部規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学 相賀 一郎

大阪府立大学規則第11号

大阪府立大学総合科学部規程の一部を改正する規則

大阪府立大学総合科学部規程(昭和53年大阪府立大学規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 学生が履修する授業科目は、人文・社会科学系科目、自然科学系科目、外国語科目、健康科学科目、総合科目及び専門科目とする。

第8条の表を次のように改める。

学 科		人間科学科 総合言語文化学科	数理・情報科学科	物質科学科	自然環境科学科			
授業科目								
人文・社会科学系科目 自然科学系科目 健康科学科目 他学科専門科目	22単位 以上	を含む 44単位	12単位 以上	理系共通 科目(選 択)の卒 業必要 単位(4 単位)を 越える とあわ せて28 単位	を含む 24単位	を含む 28単位		
外国語科目	第1 第2 選択 6単位 4単位 4単位 以上 (総合言 語文化学 科のみ)		(英語) 6単位 4単位				(英語) 6単位 4単位	(英語) 6単位 4単位
総合科目	2単位		4単位				4単位	4単位
専門科目	必修科目を含む 80単位	必修科目を含む 94単位	必修科目を含む 102単位	必修科目を含む 94単位				
計	124単位	126単位	130単位	126単位				

別表(第6条関係)を次のように改める。

学部共通科目

	授業科目	単位	備考
学 部 共 通 科 目	総合研究序論	二	
	総合研究A	二	
	総合研究B	二	
	総合研究C	二	
	総合研究D	二	
	総合研究E	二	
	総合ゼミナールA	四	
	総合ゼミナールB	四	
	総合ゼミナールC	四	
	総合ゼミナールD	四	
	総合ゼミナールE	四	

理系共通科目

	授業科目	単位	備考
理 系 共 通 科 目	線形代数Ⅰ	二	他学部提供科目
	線形代数Ⅱ	二	他学部提供科目
	解析学基礎Ⅰ	二	他学部提供科目
	解析学基礎Ⅱ	二	他学部提供科目
	物理学基礎Ⅰ	二	他学部提供科目
	物理学基礎Ⅱ	二	他学部提供科目
	科学基礎Ⅰ	二	他学部提供科目
	科学基礎Ⅱ	二	他学部提供科目
	宇宙地球科学Ⅰ	二	他学部提供科目
	宇宙地球科学Ⅱ	二	他学部提供科目
	生物化学Ⅰ	二	他学部提供科目
	生物化学Ⅱ	二	他学部提供科目

学科専門科目

	授業科目	単位	備考
人 間 科 学 科 専 門 科 目	人間科学特別講義	二	
	人間科学特殊演習	四	
	卒業研究	八	
	論文・レポートの書き方	二	
	議論方法入門	二	
	人間科学のデータ処理実習	四	
	地域調査基礎実習	二	
	社会調査実習	四	
	英書購読	二	
	外書購読	二	
	社会科学方法論	二	
	中国思想研究A	二	他学部提供科目
	中国思想研究B	二	他学部提供科目
	中国思想演習A	二	
	中国思想演習B	二	
	西洋古典思想A	二	他学部提供科目
	西洋古典思想B	二	他学部提供科目
	西洋思想史A	二	他学部提供科目
	西洋思想史B	二	他学部提供科目
	西洋古典思想演習A	二	
西洋古典思想演習B	二		
科学思想史A	二	他学部提供科目	
科学思想史B	二	他学部提供科目	
科学技術論A	二	他学部提供科目	
科学技術論B	二	他学部提供科目	
科学思想演習A	二		
科学思想演習B	二		

宗教思想史研究A	二	他学部提供科目	社会学理論	二	他学部提供科目
宗教思想史研究B	二	他学部提供科目	現代社会学演習	二	
環境思想A	二	他学部提供科目	社会学理論演習	二	
環境思想B	二	他学部提供科目	比較社会学	二	他学部提供科目
宗教思想史演習A	二		文化社会学	二	他学部提供科目
宗教思想史演習B	二		比較社会学演習	二	
哲学研究A	二	他学部提供科目	文化社会学演習	二	
哲学研究B	二	他学部提供科目	家族基礎論	二	
哲学演習A	二		現代家族論	二	
哲学演習B	二		地域構造論I	二	
倫理学研究A	二	他学部提供科目	地域構造論II	二	
倫理学研究B	二	他学部提供科目	法文化論A	二	他学部提供科目
倫理学演習A	二		法文化論B	二	他学部提供科目
倫理学演習B	二		法文化論演習A	二	
人間形成論	二		法文化論演習B	二	
人間形成論研究	二	他学部提供科目	現代法学	四	
人間形成論演習I	二		現代政治論A	二	他学部提供科目
人間形成論演習II	二		現代政治論B	二	他学部提供科目
教育原理	二	他学部提供科目	現代政治論演習A	二	
教育環境	二	他学部提供科目	現代政治論演習B	二	
教育法法学	二	他学部提供科目	経済社会学A	二	他学部提供科目
教育過程論A	二		経済社会学B	二	他学部提供科目
教育過程論B	二		経済社会学演習	四	
教育過程論演習A	二		現代経済学A	二	他学部提供科目
教育過程論演習B	二		現代経済学B	二	他学部提供科目
教育人間学	二		現代経済学演習	四	
現代教育論	二		国際経済学A	二	
教育人間学演習	二		国際経済学B	二	
現代教育論演習	二		人文地理学研究	二	他学部提供科目
教育心理学	二	他学部提供科目	都市・経済地理学	二	他学部提供科目
認知学習心理学	二	他学部提供科目	都市・経済地理学演習	二	
行動科学	二	他学部提供科目	文化地理学	二	他学部提供科目
社会心理学	二	他学部提供科目	文化地理学演習	二	
表現行動学	二	他学部提供科目	日本地誌	二	他学部提供科目
発達心理学	二	他学部提供科目	世界地誌	二	他学部提供科目
知覚心理学	二	他学部提供科目	地理学実習	二	
心理学基礎演習A	二		自然地理学	二	他学部提供科目
心理学基礎演習B	二		日本史研究A	二	他学部提供科目
行動科学実験入門	二		日本史研究B	二	他学部提供科目
行動科学基礎実験	二		日本史演習A	二	
行動科学特殊実験A	二		日本史演習B	二	
行動科学特殊実験B	二		アジア史研究A	二	他学部提供科目
臨床心理学	二		アジア史研究B	二	他学部提供科目
カウンセリング	二		アジア史演習A	二	
現代社会学	二	他学部提供科目	アジア史演習B	二	

	西洋史研究A	二	他学部提供科目	英語コミュニケーション(翻訳)Ⅱ	二	
	西洋史研究B	二	他学部提供科目	ドイツ語コミュニケーション (作文)Ⅰ	二	
	西洋史演習A	二		ドイツ語コミュニケーション (作文)Ⅱ	二	
	西洋史演習B	二		ドイツ語コミュニケーション (会話)Ⅰ	二	
	現代史研究A	二	他学部提供科目	ドイツ語コミュニケーション (会話)Ⅱ	二	
	現代史研究B	二	他学部提供科目	ドイツ語コミュニケーション (翻訳)Ⅰ	二	
	現代史演習A	二		ドイツ語コミュニケーション (翻訳)Ⅱ	二	
	現代史演習B	二		フランス語コミュニケーション (作文)Ⅰ	二	
	外国史	四	他学部提供科目	フランス語コミュニケーション (作文)Ⅱ	二	
	日本・東洋美術史研究A	二	他学部提供科目	フランス語コミュニケーション (会話)Ⅰ	二	
	日本・東洋美術史研究B	二	他学部提供科目	フランス語コミュニケーション (会話)Ⅱ	二	
	日本・東洋美術史演習Ⅰ	二		フランス語コミュニケーション (翻訳)Ⅰ	二	
	日本・東洋美術史演習Ⅱ	二		フランス語コミュニケーション (翻訳)Ⅱ	二	
	西洋美術史研究A	二	他学部提供科目	フランス語コミュニケーション (作文)Ⅰ	二	
	西洋美術史研究B	二	他学部提供科目	フランス語コミュニケーション (作文)Ⅱ	二	
	西洋美術史演習A	二		フランス語コミュニケーション (会話)Ⅰ	二	
	西洋美術史演習B	二		フランス語コミュニケーション (会話)Ⅱ	二	
	美術史学方法論	二		フランス語コミュニケーション (翻訳)Ⅰ	二	
	美術史学実習A	二		フランス語コミュニケーション (翻訳)Ⅱ	二	
	美術史学実習B	二		環太平洋地域の文化と社会A	二	
総合言語文化 化学科専門科目	比較言語文化	二		環太平洋地域の文化と社会B	二	
	異文化交流	二		環大西洋地域の文化と社会A	二	
	記号論	二		環大西洋地域の文化と社会B	二	
	表象文化論	二		比較文化論Ⅰ	二	
	卒業研究	八		比較文化論Ⅱ	二	
	言語表現論A	二		日本語研究A	二	
	言語表現論B	二		日本語研究B	二	
	言語情報処理論A	二		日本語研究演習A	二	
	言語情報処理論B	二		日本語研究演習B	二	
	言語情報処理論C	二		日本語音韻研究	二	
	言語情報処理論D	二		日本語文化研究A	二	
	言語学研究A	二		日本語文化研究B	二	
	言語学研究B	二		日本語文化研究C	二	
	言語の対照研究A(英語)	二		日本語文化研究D	二	
	言語の対照研究B(ドイツ語)	二		日本語文化研究演習A	二	
	言語の対照研究C(フランス語)	二		日本語文化研究演習B	二	
	言語の対照研究D (中国語・朝鮮語・ロシア語)	二		日本語文化研究演習C	二	
	日本語表現法A	二	他学部提供科目	日本語文化研究演習D	二	
	日本語表現法B	二	他学部提供科目	日本文学史A	二	他学部提供科目
	英語コミュニケーション(作文)Ⅰ	二				
	英語コミュニケーション(作文)Ⅱ	二				
	英語コミュニケーション(会話)Ⅰ	二				
	英語コミュニケーション(会話)Ⅱ	二				
英語コミュニケーション(翻訳)Ⅰ	二					

日本文学史B	二	他学部提供科目	ドイツ言語文化研究演習C	二	
中国言語研究A	二		ドイツ言語文化研究演習D	二	
中国言語研究B	二		ドイツの演劇A	二	
中国言語研究演習A	二		ドイツの演劇B	二	
中国言語研究演習B	二		ドイツ語圏の文学A	二	他学部提供科目
中国言語文化研究A	二	他学部提供科目	ドイツ語圏の文学B	二	他学部提供科目
中国言語文化研究B	二	他学部提供科目	時事ドイツ語A	二	
中国言語文化研究C	二		時事ドイツ語B	二	
中国言語文化研究D	二		ドイツ事情A	二	他学部提供科目
中国言語文化研究演習A	二		ドイツ事情B	二	他学部提供科目
中国言語文化研究演習B	二		フランス語学研究A	二	
朝鮮言語研究A	二		フランス語学研究B	二	
朝鮮言語研究B	二		フランス語学研究演習A	二	
朝鮮言語研究演習A	二		フランス語学研究演習B	二	
挑戦言語研究演習B	二		フランス言語文化研究A	二	
書道実技	二		フランス言語文化研究B	二	
書論	二		フランス言語文化研究C	二	
英語学研究A	二		フランス言語文化研究D	二	
英語学研究B	二		フランス言語文化研究演習A	二	
英語学研究演習A	二		フランス言語文化研究演習B	二	
英語学研究演習B	二		フランス言語文化研究演習C	二	
英米言語文化研究A	二		フランス言語文化研究演習D	二	
英米言語文化研究B	二		フランス文学史A	二	他学部提供科目
英米言語文化研究C	二		フランス文学史B	二	他学部提供科目
英米言語文化研究D	二		現代世界のフランス語A	二	他学部提供科目
英米言語文化研究演習A	二		現代世界のフランス語B	二	他学部提供科目
英米言語文化研究演習B	二		フランスの文化と社会A	二	他学部提供科目
英米言語文化研究演習C	二		フランスの文化と社会B	二	他学部提供科目
英米言語文化研究演習D	二				
英米文学史A	二		線形代数Ⅲ	二	
英米文学史B	二		解析学基礎Ⅲ	二	
時事英語A	二	他学部提供科目	数学演習Ⅰ	二	
時事英語B	二	他学部提供科目	数学演習Ⅱ	二	
英米事情A	二		数学演習Ⅲ	二	
英米事情B	二		集合と論理Ⅰ	二	
ドイツ語学研究A	二		集合と論理Ⅱ	二	
ドイツ語学研究B	二		統計学基礎Ⅰ	二	他学部提供科目
ドイツ語学研究演習A	二		統計学基礎Ⅱ	二	他学部提供科目
ドイツ語学研究演習B	二		情報処理基礎・実習Ⅰ	二	
ドイツ言語文化研究A	二		情報処理基礎・実習Ⅱ	二	
ドイツ言語文化研究B	二		計算機概論	二	
ドイツ言語文化研究C	二		代数入門	二	
ドイツ言語文化研究D	二		幾何入門	二	
ドイツ言語文化研究演習A	二		解析入門	二	
ドイツ言語文化研究演習B	二		数学基礎論Ⅰ	二	
			確率論入門	二	

最適化法 I	二		物質科学特別実験 A	三
統計解析 I	二		物質科学特別実験 B	三
計算科学概論	二		卒業研究	
データ構造とアルゴリズム	二		自然科学のための数学 I	二
知識科学概論	二		自然科学のための数学 II	二
数理・情報科学ゼミナール	四		力学 I	二
卒業研究	八		力学 II	二
代数学・演習 I	四		電磁気学 I	二
代数学 II	二		電磁気学 II	二
幾何学・演習 I	四		力学・電磁気学演習 I	二
幾何学 II	二		力学・電磁気学演習 II	二
解析学・演習 I	四		統計物理学 I	二
解析学 II	二		統計物理学 II	二
複素解析	二		統計物理学演習 I	二
数学基礎論 II A	二		統計物理学演習 II	二
数学基礎論 II B	二		量子力学 I	二
確率論	二		量子力学 II	二
確率モデル	二		量子力学演習 I	二
最適化法 II A	二		量子力学演習 II	二
最適化法 II B	二		計算機支援の物質科学 (固体)	二
統計解析 II A	二		物質科学特別講義 (固体)	二
統計解析 II B	二		固体構造の基礎 I	二
情報数理学基礎 A	二	他学部提供科目	固体構造の基礎 II	二
情報数理学基礎 B	二	他学部提供科目	固体電子論の基礎 I	二
計算科学 A	二		固体電子論の基礎 II	二
計算科学 B	二		原子分子物理学	二
ソフトウェア科学 A	二		宇宙物理学	二
ソフトウェア科学 B	二		化学ゼミナール	二
知識科学 A	二		無機化学基礎	二
知識化学 B	二		無機化学	二
情報通信ネットワーク I	二		無機機能化学	二
情報通信ネットワーク II	二		無機化学演習	二
マルチメディア・実習	二		化学熱力学	二
数理・情報科学特別講義 A	二		溶液化学	二
数理・情報科学特別講義 B	二		分子分光学	二
数理・情報科学特別演習 A	二		化学反応論	二
数理・情報科学特別演習 B	二		量子化学演習	二
			分子統計演習	二
物質科学科専門科目			有機立体化学	二
科学基礎実験 A	二		有機反応化学	二
科学基礎実験 B	二		有機化学 I	二
物質科学実験 A	二		有機化学 II	二
物質科学実験 B	二		有機化学 III	二
量子化学概論	二		有機機能化学	二
分子統計学	二		有機化学演習 I	二
物質科学ゼミナール A	二			
物質科学ゼミナール B	二			

自然環境科学科専門科目	有機化学演習Ⅱ	二		電磁気学Ⅰ	二	
	分子構造決定法	二		電磁気学Ⅱ	二	
	高分子化学	二		統計物理学Ⅰ	二	
	計算機支援の物質科学(物質)	二		量子力学Ⅰ	二	
	物質科学特別講義(物質)	二		原子分子物理学	二	
	自然環境論Ⅰ	二	他学部提供科目	流れ学	二	
	自然環境論Ⅱ	二	他学部提供科目	地球のダイナミクス	二	
	科学基礎実験A	二		地球物質の科学	二	
	科学基礎実験B	二		地球史と地球環境	二	
	自然環境科学実験Ⅰ	二		地球構造論	二	
	自然環境科学実験Ⅱ	二		地球物理学	二	
	自然環境科学ゼミナールⅠ	二		宇宙物理学	二	
	自然環境科学ゼミナールⅡ	二		地殻進化学	二	
	卒業研究	八		レオロジー学	二	
	宇宙地球環境科学実験Ⅰ	二		環境計測法	二	
	生命環境科学実験Ⅰ	二		測定系の信頼性	二	
	宇宙地球環境科学実験Ⅱ	二		環境化学	二	
	生命環境科学実験Ⅱ	二		熱および物質移動論	二	
	分子生物学Ⅰ	二		都市環境論	二	
	分子生物学Ⅱ	二		地球環境科学特別講義A	一	
	分子遺伝学	二		地球環境科学特別講義B	一	
	分子進化学	二				
	生化学Ⅰ	二				
	生化学Ⅱ	二				
	生理学Ⅰ	二				
	生理学Ⅱ	二				
	環境応答制御論	二				
	生態学Ⅰ	二				
生態学Ⅱ	二					
生物系統分類学	二					
放射線生物学	二					
生物有機化学	二					
微生物学Ⅰ	二					
微生物学Ⅱ	二					
環境衛生論	二					
神経生理学	二					
神経病理学	二					
行動生理学	二					
身体適応学	二					
健康科学	二					
健康増進学	二					
生命環境科学特別講義A	一					
生命環境科学特別講義B	一					
力学Ⅰ	二					
力学Ⅱ	二					

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- (経過措置)  
平成12年度以前に入学した者及び大阪府立大学学則第19条の規程により修業年限を通算する者で、平成13年度及び平成14年度入学生にあっては2年以上となる者の授業科目及び単位数並びに卒業要件については、改正後の大阪府立大学総合科学部規程第5条、第8条、別表(第6条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学学位規程の一部改正

大阪府立大学学位規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第12号

大阪府立大学学位規程の一部を改正する規則(大阪府立大学学位規程(昭和50年大阪府立大学規則第2号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

総合科学研究科	学 術	を
	理 学	

人間文化学研究科	学 術	に改める。
理学系研究科	理 学	

第 3 項第 1 項中「修士課程又は」を削る。

第 4 条中「修士課程若しくは」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 12 年度以前に入学した者に係る学位については、改正後の大阪府立大学学位規程第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学外国人特別学生規程の一部改正

大阪府立大学外国人特別学生規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 13 号

大阪府立大学外国人特別学生規程の一部を改正する規則

大阪府立大学外国人特別学生規程(昭和 39 年大阪府立大学規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「修士課程又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程の一部改正。

大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 14 号

大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程(平成 6 年大阪府立大学規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(学位論文の提出期限)

第 9 条 大阪府立大学学位規程(昭和 50 年大阪府立大学規則第 2 号。次条において「学位規程」という。)第 5 条第 3 項に規定する学位論文の提出期限は、3 月に所定の単位を修得又は修得見込みの者にあつては次の各号に掲げるとおりとし、その他の者にあつては随時とする。

- 1 博士前期課程に在学している者  
1 月 25 日
- 2 博士後期課程に在学している者  
1 月 10 日

別表(第 3 条関係)を次のように改める。

別表(第 3 条関係)

比較文化専攻

区分	授 業 科 目	単 位
博士前期課程	アジア思想文化特論 A	二
	アジア思想文化特論 B	二
	中国思想特論 A	二
	中国思想特論 B	二
	西洋思想特論 A	二
	西洋思想特論 B	二
	現代倫理思想特論 A	二
	現代倫理思想特論 B	二
	現代社会思想特論 A	二
	現代社会思想特論 B	二
	現代文学思想特論 A	二
	現代文学思想特論 B	二
	人間形成特論 A	二
	人間形成特論 B	二
	日本思想文化特論 A	二
	日本思想文化特論 B	二
	科学思想特論 A	二
科学思想特論 B	二	

	宗教思想特論A	二		人間文化学共通講義Ⅱ	二	
	宗教思想特論B	二		人間文化学共通講義Ⅲ	二	
	言語構造特論A	二		社会行動文化専攻		
	言語構造特論B	二				
	日本言語文化特論A	二		区分	授業科目	単位
	日本言語文化特論B	二		博士前期課程	学習心理学特論A	二
	地域言語文化特論A	二			学習心理学特論B	二
	地域言語文化特論B	二			行動科学基礎特論A	二
	地域言語文化特論C	二			行動科学基礎特論B	二
	地域言語文化特論D	二			言語行動特論A	二
	地域言語文化特論E	二			言語行動特論B	二
	地域言語文化特論F	二			社会文化情報特論A	二
	比較言語文化特論A	二			社会文化情報特論B	二
	比較言語文化特論B	二			経験社会学特論A	二
	現代文芸形成特論A	二			経験社会学特論B	二
	現代文芸形成特論B	二			現代社会学特論A	二
	比較文芸特論A	二			現代社会学特論B	二
	比較文芸特論B	二			現代法文化特論A	二
	比較文化研究演習Ⅰ	四			現代法文化特論B	二
	比較文化研究演習Ⅱ	四			経済社会学特論A	二
人間文化学特別講義Ⅰ	二	経済社会学特論B	二			
人間文化学特別講義Ⅱ	二	地域社会文化特論A	二			
人間文化学特別講義Ⅲ	二	地域社会文化特論B	二			
博士後期課程	アジア思想文化研究特論	四	日本社会文化史特論A		二	
	中国思想研究特論	四	日本社会文化史特論B		二	
	西洋思想文化特論	四	アジア社会文化史特論A	二		
	現代思想文化特論	四	アジア社会文化史特論B	二		
	比較人間思想特論	四	西洋社会文化史特論B	二		
	日本思想文化研究特論	四	西洋社会文化史特論A	二		
	比較科学思想特論	四	現代社会政治史特論A	二		
	宗教思想文化特論	四	現代社会政治史特論B	二		
	日本言語文化研究特論	四	美術史特論A	二		
	言語構造研究特論	四	美術史特論B	二		
	地域言語文化研究特論Ⅰ	四	比較美術特論A	二		
	地域言語文化研究特論Ⅱ	四	比較美術特論B	二		
	地域言語文化研究特論Ⅲ	四	社会行動文化研究演習Ⅰ	四		
	現代文芸形成研究特論	四	社会行動文化研究演習Ⅱ	四		
	比較文芸研究特論	四	人間文化学特別講義Ⅰ	二		
	比較文化特別演習Ⅰ	二	人間文化学特別講義Ⅱ	二		
	比較文化特別演習Ⅱ	二	人間文化学特別講義Ⅲ	二		
	比較文化特別演習Ⅲ	二	博士後期課程	人間行動特論Ⅰ	四	
	比較文化特別研究Ⅰ	二		人間行動特論Ⅱ	四	
	比較文化特別研究Ⅱ	二		比較言語行動特論	四	
比較文化特別研究Ⅲ	二	現代社会学研究特論		四		
人間文化学共通講義Ⅰ	二		比較社会学特論	四		

比較社会文化情報特論	四
比較法文化特論	四
比較経済社会学特論	四
比較経済社会学特論	四
比較地域社会文化特論	四
日本社会文化史研究特論	四
アジア社会文化史研究特論	四
西洋社会文化史研究特論	四
現代社会政治史研究特論	四
比較美術研究特論	四
美術史研究特論	四
社会行動文化特別演習Ⅰ	二
社会行動文化特別演習Ⅱ	二
社会行動文化特別演習Ⅲ	二
社会行動文化特別研究Ⅰ	二
社会行動文化特別研究Ⅱ	二
社会行動文化特別研究Ⅲ	二
人間文化学共通講義Ⅰ	二
人間文化学共通講義Ⅱ	二
人間文化学共通講義Ⅲ	二

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 から施行する。

(経過措置)

2 平成 12 年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の大阪府立大学大学院人間文化学研究科規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学大学院理学系研究科規程の一部改正  
大阪府立大学大学院理学系研究科規程の一部を改

正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 15 号

大阪府立大学大学院理学系研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院理学系研究科規程（平成 5 年大阪府立大学規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号を次のように改め、第 3 号を削る。

2 特別実験、特別演習、特別研究、学外研修については、研究科会議において別に定める。

第 7 条を削り、第 8 条及び第 9 条を 1 条ずつ繰り上げ、第 10 条を次のように改め、同条を第 9 条とし、第 11 条及び第 12 条を 1 条ずつ繰り上げる。

(学位論文の提出期限)

第 9 条 大阪府立大学学位規程(昭和 50 年大阪府立大学規則第 2 号。次条において「学位規程」という。)第 5 条第 3 項に規程する学位論文の提出期限は、3 月に所定の単位を修得又は習得見込みの者にあつては次の各号に掲げるとおりとし、その他の者にあつては随時とする。

- 1 博士前期課程に在学している者  
1 月 25 日
- 2 博士後期課程に在学している者  
1 月 10 日

別表（第 3 条関係）を次のように改める。

別表（第三条関係）

数理・情報科学専攻

	授 業 科 目	単 位
博 士 前 期 課 程	数学基礎論	二
	代数的整数論	二
	幾何学特論	二
	実解析	二
	偏微分方程式	二
	確率解析	二
	数理解析特別講義A	二
	数理解析特別講義B	二
	離散数理学	二
	数理計画	二
	統計解析特論	二
	データ処理論	二
	複雑系解析	二
	知識情報処理論	二
	情報伝送特論	二
	情報数理学特別講義A	二
	情報数理学特別講義B	二
	計算機代数学	二
	計算理論	二
	計算量理論	二
計算学習理論	二	
データベース論	二	
計算機数理学特別講義A	二	
計算機数理学特別講義B	二	

			物質科学専攻			
			区分	授業科目	単位	
	数理・情報科学特別演習ⅠA	三		固体構造論	二	
	数理・情報科学特別演習ⅠB	三		表面物性	二	
	数理・情報科学特別演習ⅡA	三		磁性	二	
	数理・情報科学特別演習ⅡB	三		固体電子論	二	
	集合論特論	二		金属物性	二	
	代数的整数論特論	二		電波分光學	二	
	リー群論	二		表面計測法	二	
	代数的位相幾何学	二		光物性	二	
	フーリエ解析	二		プラズマ物性	二	
	偏微分方程式特論	二		半導体物性	二	
	確率解析特論	二		地球物理学要論	二	
	離散数学特論	二		固体レオロジー	二	
	計算学習理論特論	二		地球物質科学	二	
	数理計画特論	二		表面・界面反応	二	
	数理統計学特論	二		有機化学特論A	二	
	複雑系解析特論	二		有機化学特論B	二	
	知識情報処理特論	二		有機金属化学	二	
	信号理論	二		無機化学特論	二	
	計算量特論	二		量子化学	二	
博士 後期 課程	データベース特論	二	博士 前期 課程	化学反応論	二	
	計算機整数論	二		構造化学	二	
	計算理論特論	二		光化学	二	
	計算機物質科学	二		高分子化学	二	
	数理・情報科学特別講義Ⅰ	一		神経遺伝生化学	二	
	数理・情報科学特別講義Ⅱ	一		細胞情報分子論	二	
	数理・情報科学特別講義Ⅲ	一		植物生理活性物質要論	二	
	数理・情報科学後期特別演習ⅠA	二		神経腫瘍細胞化学	二	
	数理・情報科学後期特別演習ⅠB	二		進化生態学	二	
	数理・情報科学後期特別演習ⅡA	二		分子生物学特論	二	
	数理・情報科学後期特別演習ⅡB	二		分子進化学特論	二	
	数理・情報科学特別研究ⅠA	二		生物物理学	二	
	数理・情報科学特別研究ⅠB	二		植物生理学特論	二	
	数理・情報科学特別研究ⅡA	二		生物化学	二	
	数理・情報科学特別研究ⅡB	二		生体エネルギー変換論	二	
	数理・情報科学特別研究ⅢA	二		物質科学特別講義A	二	
	数理・情報科学特別研究ⅢB	二		物質科学特別講義B	二	
	学外研修ⅠA	二		物質科学特別実験ⅠA	三	
	学外研修ⅠB	二		物質科学特別実験ⅠB	三	
	学外研修ⅡA	二		物質科学特別実験ⅡA	三	
	学外研修ⅡB	二		物質科学特別実験ⅡB	三	
	学外研修ⅢA	二		物質科学特別演習ⅠA	三	
	学外研修ⅢB	二		物質科学特別演習ⅠB	三	
					物質科学特別演習ⅡA	三
					物質科学特別演習ⅡB	三
					物質構造特論	二

博  
士  
後  
期  
課  
程

金属物性特論	二
電波物性学特論	二
表面科学特論	二
磁性特論	二
表面計測法特論	二
光物性特論	二
電磁波動特論	二
固体電子構造特論	二
地球物質科学特論	二
有機機能化学特論	二
有機合成化学特論	二
錯体機能化学特論	二
表面・界面反応特論	二
有機金属化学特論	二
光化学特論	二
機能高分子化学特論	二
量子化学特論	二
植物生理活性物質特論	二
ゲノム進化学特論	二
神経遺伝生化学特論	二
生体電子デバイス論	二
生物物理学特論	二
生物化学特論	二
神経病理組織化学	二
進化生態学特論	二
物質科学特別講義 I	一
物質科学特別講義 II	一
物質科学特別講義 III	一
物質科学特別講義 IV	一
物質科学後期特別演習 I A	二
物質科学後期特別演習 I B	二
物質科学後期特別演習 II A	二
物質科学後期特別演習 II B	二
物質科学特別研究 I A	二
物質科学特別研究 I B	二
物質科学特別研究 II A	二
物質科学特別研究 II B	二
物質科学特別研究 III A	二
物質科学特別研究 III B	二
学外研修 I A	二
学外研修 I B	二
学外研修 II A	二
学外研修 II B	二
学外研修 III A	二
学外研修 III B	二

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 平成 12 年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の大阪府立大学大学院理学系研究科規程の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇大阪府立大学社会福祉学部規程の一部改正

大阪府立大学社会福祉学部規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 16 号

大阪府立大学社会福祉学部規程の一部を改正する規則

大阪府立大学社会福祉学部規程(昭和 56 年大阪府立大学規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表(第 4 条関係)中

老人福祉論 B	二	を
---------	---	---

老人福祉論 B	二	に
精神保健福祉論 A	二	
精神保健福祉論 B	二	

障害者問題論 A	二	を
障害者問題論 B	二	

障害者問題論 A	二	他学部提供科目	に
障害者問題論 B	二		

教育心理学	二	を
-------	---	---

教育心理学	二	他学部提供科目	に
-------	---	---------	---

医学概論 B	二	を
--------	---	---

医学概論 B	二	に
精神医学 A	二	
精神医学 B	二	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成12年度以前に入学した者並びに大阪府立大学学則第18条第4号の規定により平成13年度及び平成14年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数については、改正後の大阪府立大学社会福祉学部規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規規程別表中「精神保健福祉論A(2単位)」、「精神保健福祉論B(2単位)」、「精神医学A(2単位)」及び「精神医学B(2単位)」の授業科目は、平成11年度以降に入学した者並びに大阪府立大学学則第18条第4号の規定により平成13年度及び平成14年度に編入学する者も履修し、単位を修得することができる。

◇大阪府立大学大学院社会福祉学研究科規程の一部改正

大阪府立大学大学院社会福祉学研究科規程の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第17号

大阪府立大学大学院社会福祉学研究科規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院社会福祉学研究科規程(平成3年大阪府立大学規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表(第3条関係)博士前期課程の項中

社会福祉方法特講VIII	四	を
社会福祉方法特講VIII 社会福祉方法特講IX	四 四	に
社会福祉方法演習VII	二	を
社会福祉方法演習VII 社会福祉方法演習VIII	二 二	に
社会福祉政策・運営論演習V	二	を

社会福祉政策・運営論演習V	二	に
社会福祉政策・運営論演習VI	二	

同表博士後期課程の項中

社会福祉学特殊研究VIII	四	を
---------------	---	---

社会福祉学特殊研究VIII	四	に
社会福祉学特殊研究XIV	四	
社会福祉学特殊研究XV	四	

改める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

◇大阪府立大学先端科学研究所規程の一部改正

大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀一郎

大阪府立大学規則第18号

大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則

大阪府立大学先端科学研究所規程(平成2年大阪府立大学規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

ハイブリッド生物科学(協力)	を
生体化学(協力)	

基礎I(協力)	に
基礎II(協力)	

化学認識機能材料(協力)	を
極限環境材料(協力)	

先端I(協力)	に
先端II(協力)	

生体機能素子(協力)	を
生体薬物輸送(協力)	

生体I(協力)	に改める。
生体II(協力)	

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則の一部改正

大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 19 号

大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大阪府立大学先端科学研究所規程の一部を改正する規則（平成 12 年大阪府立大学規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中

放射線総合科学 研究センター	放射線計測科学
	R I 生物環境科学
	放射線応用
	放射線化学
	アイソトープ利用
	放射線影響・障害

を

放射線総合科学 研究センター	放射線計測科学
	R I 生物環境科学
	放射線健康科学
	放射線応用
	放射線化学
	アイソトープ利用

に

改める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学先端科学研究所協力研究分野規程の一部改正

大阪府立大学先端科学研究所協力研究分野規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 20 号

大阪府立大学先端科学研究所協力研究分野規程の一部を改正する規則

大阪府立大学先端科学研究所協力研究分野規（平成 7 年大阪府立大学規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

ハイブリッド生物科学分野 生体科学分野
化学認識機能材料分野 極限環境材料分野
生体機能素子分野 生体薬物輸送分野

を

基礎 I
基礎 II
先端 I
先端 II
生体 I
生体 II

に改める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

◇大阪府立大学大学院委員会規程の一部改正

大阪府立大学大学院委員会規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 13 年 3 月 13 日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学規則第 21 号

大阪府立大学大学院委員会規程の一部を改正する規則

大阪府立大学大学院委員会規程（昭和 50 年大阪府立大学規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総合科学研究科、人間文化科学研究科及び理学系研究科にあつては三研究科併せて 2 名、その他の研究科にあつては」を「各研究科」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## ◇大阪府立大学公開講座規程の一部改正

大阪府立大学公開講座規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年3月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

## 大阪府立大学規則第22号

大阪府立大学公開講座規程の一部を改正する規則

大阪府立大学公開講座規程(昭和36年大阪府立大学規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「文部省」を「文部科学省」に改める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

## ◇大阪府立大学情報環境基盤等検討委員会規程の制定

大阪府立大学情報環境基盤等検討委員会規程を次のように定める。

平成13年2月13日

大阪府立大学長 相賀 一郎

## 大阪府立大学規則第23号

大阪府立大学情報環境基盤等検討委員会規程(設置)

第1条 本学に、情報環境基盤の整備を推進するため、大阪府立大学情報環境基盤等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 情報教育センター(仮称)に関すること。
- (2) その他情報環境基盤の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター所長
- (2) 総合情報センター情報システム部長
- (3) 工学研究科及び農学生命科学研究科から選出された教授 各1名
- (4) 経済学部、総合科学部、社会福祉学部、先端科学研究所及び総合情報センターから選出された教授 各1名
- (5) 総務課長、会計課長、施設課長及び総合情報センター事務課長
- (6) その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総合情報センター所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員等が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要であると認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、情報環境基盤の整備のための具体的方策を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営については、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合情報センター事務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年2月13日から施行する。(任期に関する特例)

2 規則の施行後、最初に任命される第3条第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

## 3 訓 令

◇大阪府立大学学報発行規程の一部改正  
大阪府立大学訓令第1号

学内一般

大阪府立大学学報発行規程(昭和38年大阪府立大学訓令第4号)の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から実施する。

平成13年4月1日

大阪府立大学長 相賀 一郎

第4条第1項中「総務課」を「企画調整課」に改め、同条第2項中「総務課長」を「企画調整課長」に改める。

◇大阪府立大学行政文書管理細則の制定  
大阪府立大学訓令第2号

大阪府立大学行政文書管理細則を次のように定める。

平成13年4月1日

大阪府立大学長 相賀 一郎

大阪府立大学行政文書管理細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪府立大学(以下「大学」という。)における事務の適正かつ能率的な遂行を図り、及び大学における行政文書の公開等の制度の円滑な運用に資するため、行政文書の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事務局 大阪府大学処務規程(昭和33年大阪府訓令第53号)第3条の表に規定する大学の事務局をいう。
- 二 課 大阪府大学処務規程(昭和33年大阪府訓令第53号)第3条の表に規定する大学の課をいう。
- 三 行政文書 大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例39号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- 四 保管 第5条第1項の文書管理者が、行政文書をその作成又は取得の日から、第25条第2項に規定する保存期間の起算日の前日までの期間(同条第2項の規定により保存期間が定められた行政文書(以下「保存期間の定めのある行政文書」という。)以外の行政文書(以下「保存期間の定めのない行政文書」という。))にあつて

は、当該文書管理者が事務の遂行上必要があると認める期間(以下「保管期間」という。)管理することをいう。

五 保存 第5条第1項の文書管理者が、行政文書を保管期間の経過した日から当該行政文書行政を管理する必要がなくなる日までの期間(以下「保存期間」という。)管理することをいう。

(文書管理の基本)

第3条 事務は、原則として文書(図面、写真及びスライド等並びに電磁的記録(情報公開条例第2条第1項に規程する電磁的記録をいう。))を含む。以下同じ。)により処理しなければならない。

2 行政文書は、事務能率の向上に役立つように常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

(総括文書管理者)

第4条 大学に総括文書管理者を置き、事務局の次長をもって充てる。

2 総括文書管理者は、大学における行政文書の適正な管理及び行政文書の管理改善に関する事務を総括する。

(文書管理者)

第5条 課に文書管理者を置き、課の長をもって充てる。

2 文書管理者は課における行政文書の適正な管理に関する事務を掌理する。

(文書管理担当者)

第6条 課に文書管理担当者を置き、課の課長補佐の職にある者のうち文書管理者が指定する者をもって充てる。

2 文書管理担当者は、文書管理者の指揮を受け、担当事務に係る行政文書の適正な管理に関する事務を処理するものとする。

(総括文書主任)

第7条 大学に総括文書主任を置き、総務課の課長補佐の職にある者のうち総務課長が指定する者をもって充てる。

2 総括文書主任は、大学における行政文書の管理改善に係る企画及び調整を行う。

(文書主任)

第8条 課に文書主任を置き、庶務担当主査(企画調整課及び施設課においては、当該課の主査のう

ち当該課の文書管理者が指定する者)をもって充てる。

- 2 文書主任は、課における行政文書の管理改善に関する事務を掌理するとともに、文書管理者の指揮を受け、次に掲げる事務を処理する。
  - 一 行政文書及び物品（以下「行政文書等」という。）の收受に関すること。
  - 二 行政文書等の発送に関すること。
  - 三 行政文書の審査に関すること。

#### （行政文書の分類）

- 第9条 総務課長は、行政文書を合理的かつ系統的に整理するために、事務及び事業の性質、内容等を考慮した行政文書の分類表（以下「文書分類表」という。）を別に定めるものとする。
- 2 文書分類表には、複数の段階による行政文書の分類の項目を設け、当該項目ごとの記号（以下「文書分類記号」という。）を定めるものとする。
  - 3 文書管理者は第1項の規程により定められた文書分類表に基づき、行政文書を分類しなければならない。

#### （行政文書等の受領）

- 第10条 文書及び物品（以下「文書等」という。）が大学に到達したときは、総務課長が受領する。ただし、課に直接到達した場合にあっては、当該課の文書管理者が受領することができる。
- 2 総務課長は、前項の規定により受領した行政文書等のうち、書留文書、現金書留、書留小包及び配達記録文書（以下「書留文書等」という。）に係る行政文書等については、書留文書等受領簿（様式第1号）に必要な事項を記載しなければならない。

#### （行政文書等の配布）

- 第11条 総務課長は、前条第1項の規定により受領した行政文書等を、当該行政文書等に係る事務を所掌する課の文書管理者に開封しないでそのまま配布しなければならない。ただし、大学及び事務局並びに学長及び事務局長あての行政文書等その他開封しなければ配布先が判明しない行政文書等については、開封することができる。この場合において、総務課長は、その余白に開封した旨の表示をしなければならない。

#### （行政文書等の收受）

- 第12条 文書管理者は、前条の規定により配布を受け、又は第7条第1項ただし書の規定により直接受領した行政文書等を次に定める手続きにより收受させる。
- 一 文書主任は、行政文書等を開封し、点検の上收受すべき行政文書等はこれに收受印（様式第2号）を押印し及びこれに收受年月日を記載し、

收受すべきでない行政文書等についてはその理由を記載した付せんを付けて直ちに総務課長に送付する。

- 二 文書主任は、前号の規定により收受した行政文書等文書管理担当者等に配布する。この場合において、重要又は異例な文書については、文書管理担当者等に配布する前に、文書管理者の閲覧に供し、必要な指示を受けなければならない。
- 三 文書管理担当者等は、前号の規定により配布された行政文書を、次に定める手続きにより処理する。
  - イ 起案を要する行政文書については、文書管理台帳（様式第3号）又は文書管理集合票（様式第4号）及び当該行政文書に必要な事項を記載する。
  - ロ イの行政文書以外の行政文書については、文書管理台帳又は文書管理集合票に必要な事項を記載するとともに、簡易処理票（様式第5号）に必要な事項を記載の上、当該行政文書に添付する。
  - ハ ロの場合において、行政文書の余白が十分にあるときは、簡易処理票の添付に代えて、簡易処理印（様式第6号）を押印して行うことができる。
- 四 文書管理担当者は、前号の規定により処理した行政文書（第2号の規定により閲覧した行政文書を除く。）を文書管理者の閲覧に供する。
- 五 第1号の規定により收受した文書等のうち、書留文書等は封筒等の余白に收受印を押印し書留文書等受領簿に、必要な事項を記載する。

#### （行政文書の作成）

- 第13条 意思決定に当たっては文書を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合にあっては、事後に文書を作成しなければならない。

#### （起案）

- 第14条 行政文書の起案は、起案用紙（様式第7号）を用いて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、軽易又は定例的な行政文書の起案は、次に掲げる方法により行うことができる。

- 一 簡易処理票の添付(第 12 条第 3 号ハの規定の例による簡易処理印の押印を含む。)
- 二 文書管理者が、総務課長とあらかじめ協議して定めた用紙又は簿冊の使用。

(公文の例式)

第 15 条 公文の例式は、別表に掲げる公文例式によるものとする。

(例文による起案)

第 16 条 別に定める例文によって処理できるものは、当該例文により行わなければならない。

2 前項の場合には、起案用紙等にその旨を記載しなければならない。

(文書発信者名)

第 17 条 施行する文書の発信者名は、原則として大学名又は学長名を用いる。ただし、その性質及び内容により大学名若しくは学長名によりがたい文書又は軽易な文書にあつては、部局名、部局の長名、課名及び課の長名等を用いることができる。

(文書番号等)

第 18 条 起案に当たっては、起案年月日、簿冊番号、文書分類記号、保存期間その他必要な事項を当該起案に係る行政文書に記載しなければならない。

2 決裁の終わった行政文書(以下「決裁文書」という。)には、決裁年月日、文書記号、文書番号その他必要な事項を記載するとともに、文書管理台帳又は文書管理集合票に必要な事項を記載しなければならない。

3 文書記号は、次の表のとおりとする。

部 局	文書記号
事 務 局	府大総務(総務課(人事を除く。)用)
	府大人(総務課(人事)用)
	府大企(企画調整課用)
	府大施(施設課用)
工 学 部	府大工
農 学 部	府大農
経 済 学 部	府大経
総合科学部	府大総
社会福祉学部	府大社
先端科学研究所	府大研

総合情報センター	府大総情
学 生 部	府大学(学生課用) 府大教(教務課用)

4 文書番号は、一会計年度を通じ各文書記号ごとに一連番号とし、一文書題名ごとに一文書番号とする。ただし、同一の文書題名で一会計年度を通じ多量に処理するものについては当該文書番号の枝番号を用いることができる。

5 簿冊番号は、一会計年度を通じ各文書記号ごとに一連の番号とする。

(例規番号)

第 19 条 前条に定めるもののほか、規則、告示、公示、訓令、訓達、達及び指令に係る行政文書については、総務課長が、当該行政文書に例規番号を記載するとともに、例規番号簿(様式第 8 号)に必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の例規番号は、行政文書の種類ごとに年間を通じて一連の番号とする。

(行政文書の審査)

第 20 条 決裁文書については、次の各号に掲げる行政文書の区分の応じ、それぞれ当該各号に定める者が、その形式、用字、用語等を審査する。

- 一 大学名、学長名、事務局名又は事務局長名により発するもの(第 16 条の規定により例文によって処理するものを除く。)総務課長
- 二 前号に掲げる行政文書以外の行政文書、文書主任

(文書の浄書)

第 21 条 施行に用いる文書(以下「施行文書」という。)は、文書管理者が浄書するものとする。

(公印の押印等)

第 22 条 浄書した施行文書については、決裁文書と照合して相違のないことを確認の上、公印及び契印を押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の施行文書がその性質又は内容により公印又は契印の押印を要しないものであるときは、公印又は契印の押印を省略するものとする。

(施行文書等の発送)

第 23 条 施行文書等の発送は、文書管理者が文書主任に行わせなければならない。

- 2 前項の規定により発送する施行文書等については、当該施行文書等に係る事務を所掌する課等において、封筒又は包装により封をしなければならない。
- 3 第1項の規定により施行文書等を発送したときは、文書主任は、決済文書の所定欄に発送年月日を記載しなければならない。

(施行文書等の受渡し)

第24条 総務課と主管課との間の施行文書等の受渡しは、総務課長があらかじめ指定した場所において行うものとする。

(行政文書の保存期間)

- 第25条 文書管理者は、行政文書の保存期間を定めるものとする。
- 2 行政文書の保存期間の起算日は、当該行政文書に係る事案の処理が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日とする。ただし、歳入又は歳出に係る行政文書については、当該歳入又は、歳出の属する会計年度の翌会計年度の6月1日とする。

(行政文書の保管及び保存)

- 第26条 行政文書はファイル(様式第9号)(これによりがたい場合にあつては、文書保存箱)により、一定の場所において保管しなければならない。
- 2 前項のファイル及び文書保存箱には、保存期間の定めのある行政文書にあつては保存文書索引(様式第10号)を、保存期間の定めのない行政文書にあつては資料文書索引(様式第11号)を添付しなければならない。
  - 3 保存期間の定めのある行政文書については、保存期間の起算日以後1年間、第1項の保管に係る行政文書と明確に区分して保存しなければならない。
  - 4 第1項又は前項の規定によりがたいときは、これらの規定にかかわらず、他の適当な方法により行政文書を保管又は保存することができる。
- 第27条 前条第3項の規定により保存をした行政文書のうち更に保存の必要がある行政文書は、文書管理者があらかじめ指定した場所に置き変えなければならない。ただし、常時の使用を要する文書については、この限りでない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により置き換えを行った行政文書について、適当な区分により整理し、及び保存しなければならない。

(ファイル基準表等の整備)

第28条 文書管理者は、保存期間の定めのある行政文書について、毎会計年度の当初に、当該会計年度のファイル基準表(様式第12号)及び前会計年

度のファイル管理台帳(様式第13号)を作成しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間の定めのない行政文書について、資料文書ファイル整理簿(様式第14号)を作成し、及びこれに簿冊件名その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 文書管理者は、前2項に規定するファイル基準表及び資料文書ファイル整理簿により適正に行政文書が管理されているかどうかを定期的に点検しなければならない。

(行政文書の廃棄)

- 第29条 文書管理者は、保存期間の定めのある行政文書について、文書廃棄票(様式第15号)を添えて総務課長に協議の上、廃棄の決定をしなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により廃棄の決定をしたもの(歴史的な文書資料類の収集及び保存に関する規定(昭和59年大阪府訓令第18号)第3条第1項の規定により歴史的文化的価値を有する文書として選別されたものを除く。)を総務課長に引き渡さなければならない。
  - 3 総務課長は、前項の規定により引渡しを受けたときは、速やかに処分しなければならない。
  - 4 文書管理者は、保存期間の定めのない行政文書について、保管期間の経過後、速やかに処分しなければならない。
  - 5 文書管理者及び総務課長は第3項及び前項の規定による処分をするときは印影その他必要があると認める部分を裁断し、又は焼却するなど必要な措置を講じなければならない。

(文書管理の特例)

第30条 行政文書の管理に関する事項であつて、この細則の定めるところによりがたいものについては、学長が別に定める。

(補則)

第31条 この細則に定めるもののほか、行政文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成13年4月1日から実施する。(大阪府立大学文書管理細則の廃止)
- 2 大阪府立大学文書管理細則(昭和59年9月10日大阪府立大学訓令第4号)は、廃止する。

別表（第 15 条関係）

1 規則（大阪府立大学条例施行規則第 24 条の規定により制定するもの）

(1) 制定する場合

× 何何規則を次のように定める。

××平成 年 月 日

大阪府立大学規則第 号 大阪府立大学長 氏 名××

×××何何規則

第一条 . . . . .

× . . . . .

第二条 . . . . .

×××附×則

×この規則は、公布の日（平成 年 月 日）から施行する。

(2) 改正する場合

× 何何規則の一部を改正する規則を次のように定める。

××平成 年 月 日

大阪府立大学規則第 号 大阪府立大学長 氏 名××

×××何何規則の一部を改正する規則

×何何規則（平成 年大阪府立大学規則第 号）の一部を次のように改正する。

×何何を次のように改める。

× . . . . .

×××附×則

×この附則は、公布の日（平成 年 月 日）から施行する。

(3) 廃止する場合

× 何何規則を廃止する規則を次のように定める。

××平成 年 月 日

大阪府立大学規則第 号 大阪府立大学長 氏 名××

×××何何規則を廃止する規則

×何何規則（平成 年大阪府立大学規則第 号）は、廃止する。

×××附×則

×この附則は、公布の日（平成 年 月 日）から施行する。

2 告示（法令又は規則に基づいて公示するもの）

大阪府立大学告示第 号

×何何に基づき、（何何を次のように定める。）

（何何は次のとおりである。）

（何何する。）

（何何を次のように改正する。）

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

3 公告（告示以外で公示するもの）

大阪府立大学公告第 号

×何何は次のとおりである。

（何何を何何とする。）

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

4 訓令(各部局又は各部局長に対する命令で公示するもの)

(1) 規程形式でない場合

大阪府立大学訓令第 号

受訓先××

×何何を次のように定める。(改正する。)

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

.....

(2) 規程形式の場合

第一条	× × × 何何 規程	× × 平成 年 月 日	× 何何を 次の ように 定める。 (改正する。)	大阪府立 大学訓 令第 号	受訓先 × ×
	大阪府立 大学長 氏				
	× 名 × × × ×				

.....

5 訓達(訓令と同じであるが公示しないもの)

訓何第 号

受訓先××

×何何を次のように定める。(改正する。)

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

.....

6 通達(職員に対し、職務執行上の運用方針又は細目的事項を指示するもの)

何第 号×

平成 年 月 日×

×あて名

×××何何について(通達)

大阪府立大学長 氏 名××

×.....

7 達(特定の個人又は団体に命令するもの)

大阪府立大学達何第 号

令達先××

×何何に基づき、何何を命ずる。(禁止する。)

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

8 指令(申請に基づき特定の個人又は団体に命ずるもの)

大阪府立大学指令第 号

住 所××

氏名(法人名) ××

××平成 年 月 日付け何第 号願

(申請)の何何を許可(承認する。)

(、、、の何何は、次の条件を付けて許可する。)

(、、、の何何は、次の理由により許可しない。)

××平成 年 月 日

大阪府立大学長 氏 名××

(×条件)

(×理由)

様式第 1 号 (第 10 条関係)

書留文書等受領簿						
平成 年度		所属名				
受領 月日	引受番 号種類	受信人 発信者	配布先	取扱者	受領印	備考
月 日						
月 日						

様式第 2 号 (第 12 条関係)

収 受	12 セ ン チ メ ー ト ル ↓
平 . .	
第 号	
大阪府立大学	

←3.5 センチメートル→

備考 文書番号の前に課の文書記号を付すること。

様式第 3 号 (第 12 条関係)

文書管理台帳  
No. \_\_\_\_\_

平成 年度文書管理台帳  
所属名 \_\_\_\_\_

文書 番号	収受・ 起案文 書の別	収受・ 起案 月日	閲覧・ 決裁 月日	施行 月日	備考 文書 分類 記号	保存 期間	集 合	文 書 題 名
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				
	収・起	月 日	月 日	月 日				

- ※備考
- 1 収受・起案月日欄：収受文書の場合は収受月日を、起案文書の場合は起案月日を記載する。
  - 2 閲覧・決裁月日欄：収受文書の場合は閲覧月日を、起案文書の場合は決裁月日を記載する。
  - 3 長期保存文書（保存期間が具体的に設定されているものも含む。）は、「長期」欄に○を付する。
  - 4 集合処理をしている文書は、「集合」欄に○を付する。

大阪府立大学

様式第 4 号 (第 12 条関係)

文書管理集合票					
所属名					
文書番号 (基礎番号)		文 書 題 名			
枝番号	収受・閲覧 年月日	起案・決裁 年月日	あて先	施行年月日	備考

注：この様式は、同一の文書題名で1会計年度を通じ多量に処理を要するものについて、文書管理台帳と併せて用いる。

大阪府立大学

様式第 5 号 (第 12 条関係)

簡易処理票

簡易処理票					
収受 年月日	閲覧 年月日	施行年月日	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 全部非 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非		
起案	決裁				
文書番号	簿冊番号	文書分類記号	保存期間	文書主任	非公開解除予定 年 月

12.0センチメートル

8.0  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

様式第 6 号 (第 12 条関係)

簡易処理印

収受 年月日	閲覧 年月日	施行年月日			
起案	決裁				
文 書 番 号	簿 冊 番 号	文 書 分 類 記 号	保 存 期 間	文 書 主 任	

9.0 センチメートル以内

3.2  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
内



様式第 11 号 (第 26 条関係)

資料文書索引

資料文書索引		
整理番号	文 書 題 名	備 考

大阪府立大学

様式第 14 号 (第 28 条関係)

資料文書ファイル整理簿

資料文書ファイル整理簿 所属名		
整理番号	簿冊件名	備 考

様式第 12 号 (第 28 条関係)

ファイル基準表

年度ファイル基準表								
所属名								
文書分類 記号	年度	簿冊 (箱) 番号	簿冊(箱)件名	保存 期間	簿冊 (箱) 数	保管庫 番号	置換え 年月日	備 考 置換番号 年月日等

備考：同一の簿冊(箱)件名で複数の簿冊(箱)を作成した場合には、1 会計年度終了後、その冊(箱)数を記載すること。

大阪府立大学

様式第 15 号 (第 29 条関係)

文書廃棄票

文 書 廃 棄 票								
文書分類 記号	年度	簿冊 番号	簿冊 枚数	件 名	簿冊 数	保存 期間	満了 年月	保管庫 番号

様式第 13 号 (第 28 条関係)

ファイル管理台帳

フ ァ イ ル 管 理 台 帳										
所属コード		所属名		平成	年度					
文書分類 記号	年度	簿冊 番号	簿冊件名	簿冊 数	保管 期間	満了 年月	保管庫 番号	置換え 年月日	廃棄 年月日	備考

## 4 人 事

## ◇辞令

発令年月日	所 属 部 局	職 名	氏 名	発令内容	発令前の所属部局・職名
平成13年1月31日			末 吉 孝	退 職	経済学部主事
平成13年2月28日			戸 田 賀 久	〃	会計課長
〃			木 村 哲 也	〃	工学研究科助手
〃			渡 邊 紹 裕	〃	農学生命科学研究科助教授
平成13年3月31日			津 田 峯 治	〃	会計課技師
〃			原 田 洋	〃	工学部主事
〃			福 住 勝 史	〃	〃
〃			西 川 溢 造	〃	総合科学部技師
〃			大 杉 康 久	〃	総合情報センター主査
〃			岡 康 次 郎	〃	〃
〃			河 内 明 子	〃	〃
〃			田 尻 昌 義	〃	工学研究科教授
〃			富 田 恵 之	〃	〃
〃			奥 田 喜 一	〃	〃
〃			杉 本 晃	〃	工学研究科助教授
〃			小 見 崇	〃	〃
〃			中 西 哲 夫	〃	工学研究科講師
〃			朱 文 輝	〃	〃
〃			尾 崎 武 司	〃	農学生命科学研究科教授
〃			高 橋 克 忠	〃	〃
〃			姫 野 道 夫	〃	〃
〃			佐 藤 治 雄	〃	〃
〃			森 本 幸 裕	〃	〃
〃			津 田 忠 敬	〃	農学生命科学研究科講師
〃			西 尾 英 明	〃	〃
〃			小 倉 セ イ	〃	農学生命科学研究科助手
〃			上 村 雄 彦	〃	経済学部教授
〃			本 澤 巳 代 子	〃	〃
〃			吉 田 あ つ し	〃	〃
〃			音 川 和 久	〃	経済学部助教授
〃			天 羽 均	〃	総合科学部教授
〃			松 本 晟	〃	〃
〃			吉 田 壽 勝	〃	〃
〃			中 東 清 隆	〃	〃
〃			澤 田 善 太 郎	〃	〃
〃			多 賀 谷 公 仁	〃	総合科学部助教授
〃			橋 都 泰 夫	〃	総合科学部講師
〃			奥 平 頼 道	〃	〃
〃			桑 原 治 雄	〃	社会福祉学部教授
〃			牧 里 毎 治	〃	〃

発令年月日	所属部局	職名	氏名	発令内容	発令前の所属部局・職名
平成13年3月31日			堀井英雄	退職	先端科学研究所助教授
"			堀靖治	"	先端科学研究所講師
"			永田良雄	"	"
"			辻井幸雄	"	"
平成13年4月1日	和泉保健所	次長	上村豊	出向	総務課長
"	用地室	課長補佐	尾崎秀忠	"	総務課長補佐
"	住宅管理課	主査	高橋保夫	"	総務課主査
"	計量検定所	総務課長	林田直昭	"	会計課長補佐
"	羽曳野病院	主査	福岡健太郎	"	会計課主査
"	観光交流課	課長補佐	大幡正吾	"	施設課長補佐
"	住宅管理課	主査	丸山浩吉	"	施設課主査
"	公共建築室	"	刀根栄一	"	"
"	"	"	出島勝明	"	"
"	交通公害課	"	宮崎博史	出向 (昇任)	施設課技師
"	産業技術総合研究所	"	安達格	"	"
"	北部農と緑の総合事務所	総務課長	青木正	"	農学部主査
"	鳳土木事務所	主査	山東史佳	出向	"
"	身体障害者福祉センター	課長補佐	伊吹一市	"	経済学部課長補佐
"	公園課	主査	稲留勝義	"	経済学部主査
"	産業技術総合研究所	"	岡本吉比古	"	総合科学部主査
"	南部水道事業所	次長	枝松三男	"	社会福祉学部事務課長
"	農林技術センター	総務課長	邊信孝	"	学生課長補佐
"	藤井寺保健所	主査	増田郁夫	"	学生課主査
"	農林技術センター	"	山本博人	"	教務課主査
"	文化課	"	前田正一	"	"
"	看護大学附属図書館	"	佐野博	転出	総合情報センター主査
"	女子大総務課	"	寺下千佐子	転出 (昇任)	学生課主事
"	看護大学学生課	課長	松本孝文	転出	教務課長補佐
"	総務課	課長	山野勇	転入	成人病センター業務課長
"	"	主査	西口陽久	"	中央卸売市場主査
"	企画調整課	課長	林新一	"	金融課参事
"	"	課長補佐	星川里司	"	流通対策室課長補佐
"	"	主査	原田浩	"	市町村課主査
"	"	"	堀切恵一	転入 (昇任)	教育委員会施設課主事
"	施設課	課長補佐	野町和男	転入	観光交流課長補佐
"	"	主査	小野信義	"	住宅まちづくり政策課主査
"	"	"	加藤繁樹	"	産業技術総合研究所主査
"	"	"	岡部文彦	"	公共建築室主査
"	工学部	"	北川幹治	"	岸和田保健所主査

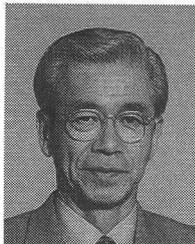
発令年月日	所属部局	職名	氏名	発令内容	発令前の所属部局・職名
平成13年4月1日	農学部	課長補佐	辻本博文	転入	用地室課長補佐
〃	〃	主査	下坂富美男	〃	豊中保健所主査
〃	総合科学部	〃	西川勝義	〃	公園課主査
〃	総合情報センター	〃	辰己勝則	転入 (昇任)	北千里高校主事
〃	〃	〃	塚本博	転入	女子大附属図書館主査
〃	〃	〃	小杉裕枝	〃	中央図書館主査
〃	学生課	課長補佐	黒越孝仁	〃	社会援護課長補佐
〃	教務課	課長	福元学	〃	中央子ども家庭センター次長
〃	〃	課長補佐	本荘宗昭	〃	八尾土木事務所課長補佐
〃	〃	主査	王隠堂勝栄	〃	防災室主査
〃	〃	〃	田中茂徳	〃	中央労働事務所主査
〃	総務課	課長補佐	岩倉正佳	異動	会計課長補佐
〃	〃	主査	西野秀和	〃	会計課主査
〃	〃	〃	江川定子	〃	〃
〃	〃	〃	濱田敏秀	〃	〃
〃	〃	〃	西谷光治	〃	〃
〃	〃	主事	琴吏恵	〃	会計課主事
〃	〃	〃	森本和成	〃	〃
〃	〃	〃	中筋伸一	〃	〃
〃	〃	〃	荻洲敦子	〃	〃
〃	〃	〃	吉田美江子	〃	〃
〃	〃	〃	山本一郎	〃	〃
〃	〃	〃	加納眞弓	〃	〃
〃	〃	〃	中村久美子	〃	〃
〃	〃	〃	吉田智美	〃	〃
〃	企画調整課	参事	村島博	〃	総務課参事
〃	〃	課長補佐	甲田孝	〃	総務課長補佐
〃	〃	主査	中田雅幸	〃	総務課主査
〃	〃	〃	米田優一	〃	〃
〃	〃	〃	下田博志	〃	会計課主査
〃	〃	主事	奥地明美	〃	総務課主事
〃	〃	〃	水野しのぶ	〃	〃
〃	〃	〃	大西孝司	〃	〃
〃	〃	〃	永園喜一	〃	会計課主事
〃	〃	〃	尾崎博幸	〃	〃
〃	〃	〃	濱田眞嗣	〃	〃
〃	〃	〃	鶴嶋保明	〃	〃
〃	農学部	主査	日野恵司	〃	工学部主査
〃	経済学部	課長補佐	出雲敏朗	〃	農学部課長補佐
〃	〃	主査	清水義秀	異動 (昇任)	学生課主事

発令年月日	所属部局	職名	氏名	発令内容	発令前の所属部局・職名
平成13年4月1日	社会福祉学部	事務課長	水細修二	異動	総務課長
"	総合情報センター	主査	山口明子	異動 (昇任)	総合情報センター主事
"	学生課	"	新田広樹	異動	総務課主査
"	農学生命科学研究科	教授	桑原孝雄	命(兼)農学生命科学研究科長兼農学部長	
"				命(兼)評議員	
"	経済学部	教授	宮本勝浩	命(兼)経済学部長	
"				命(兼)評議員	
"	総合科学部	教授	島居一康	命(兼)総合科学部長	
"				命(兼)評議員	
"	工学研究科	教授	伊藤太郎	命(兼)総合情報センター所長兼同学術情報部長	
"				命(兼)評議員	
"	総合情報センター	教授	田村武志	命(兼)総合情報センター情報システム部長	
"				命(兼)評議員	
"	農学生命科学研究科	教授	堀内昭作	命(兼)農学部附属農場長	
"	農学部	技能員	柏谷誠	採用	
"	工学研究科	教授	井前讓	"	
"	"	"	大同寛明	"	
"	"	助手	沈用球	"	
"	"	"	馬雷	"	
"	"	"	小山長規	"	
"	"	"	楠川恵津子	"	
"	農学生命科学研究科	教授	山崎伸二	"	
"	"	助教授	堀野治彦	"	
"	"	助手	佐藤卓	"	
"	"	"	中川博史	"	
"	"	"	岩崎忠	"	
"	"	"	広狩知子	"	
"	"	"	宇井雅博	"	
"	経済学部	教授	宮田由紀夫	"	
"	"	助教授	村澤康友	"	
"	"	"	辻峰男	"	
"	総合科学部	教授	中河伸俊	"	
"	"	"	松坂裕之	"	
"	"	助教授	森茂生	"	
"	"	助手	徳永アン	"	
"	"	"	岡田真	"	
"	社会福祉学部	教授	藤井達也	"	
"	"	助教授	山中京子	"	
"	"	講師	藤井博志	"	
"	工学研究科	助教授	三村耕司	昇任	

発令年月日	所属部局	職名	氏名	発令内容	発令前の所属部局・職名
平成13年4月1日	工学研究科	助教授	伊藤進夫	昇任	
〃	〃	〃	藤中透	〃	
〃	〃	講師	有馬正和	〃	
〃	〃	〃	和田健司	〃	
〃	〃	〃	森澤和子	〃	
〃	〃	〃	中島智晴	〃	
〃	〃	〃	荻野博康	〃	
〃	農学生命科学研究科	教授	大木理	〃	
〃	〃	〃	上甫木昭春	〃	
〃	〃	〃	杉本憲治	〃	
〃	〃	〃	稲葉俊夫	〃	
〃	〃	〃	野村紘一	〃	
〃	〃	助教授	青野靖之	〃	
〃	〃	〃	夏原由博	〃	
〃	〃	〃	向本雅郁	〃	
〃	〃	〃	嶋田照雅	〃	
〃	〃	〃	玉田尋通	〃	
〃	〃	〃	片本宏	〃	
〃	〃	講師	稲本勝彦	〃	
〃	〃	〃	鱧谷憲	〃	
〃	〃	〃	宮本忠	〃	
〃	〃	〃	清宮健一	〃	
〃	〃	〃	川手憲俊	〃	
〃	経済学部	教授	荒木長照	〃	
〃	〃	助教授	川和功子	〃	
〃	総合科学部	教授	角田猛	〃	
〃	〃	〃	川本真由子	〃	
〃	〃	〃	古我知峯雄	〃	
〃	〃	助教授	福田珠己	〃	
〃	〃	〃	相田洋明	〃	
〃	〃	講師	渡邊真治	〃	
〃	〃	〃	ハジメ・M・フランソワズ	〃	
〃	社会福祉学部	助教授	吉原雅昭	〃	
〃	先端科学研究所	講師	森展子	〃	

◇大学院農学生命科学研究科長兼農学部長に桑原孝雄発令

荒井基夫大学院農学生命科学研究科長兼農学部長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったので、後任として桑原孝雄教授が選出され、平成13年4月1日付けで発令された。

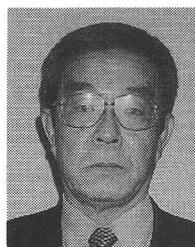


◇経済学部長に宮本勝浩発令

宮本勝浩経済学部長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったが、再選され、平成13年4月1日付けで発令された。

◇総合科学部長に島居一康発令

吉田壽勝総合科学部長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったので、後任として島居一康教授が選出され、平成13年4月1日付けで発令された。



◇総合情報センター所長兼同学術情報部長に伊藤太一郎発令

天羽均総合情報センター所長兼同学術情報部長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったので、後任として伊藤太一郎大学院工学研究科教授が選出され、平成13年4月1日付けで発令された。



◇総合情報センター情報システム部長に田村武志発令

福永邦雄総合情報センター情報システム部長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったので、後任として田村武志総合情報センター教授が選出され、平成13年4月1日付けで発令された。

◇農学部附属農場長に堀内昭作発令

堀内昭作農学部附属農場長は、平成13年3月31日をもって任期満了となったが、再選され、平成13年4月1日付けで発令された。

◇大学院工学研究科教授に井前 讓発令

平成13年4月1日付けで、岩手大学助教授の井前讓が、高機能機械システム講座担当教授に発令された。

◇大学院工学研究科教授に大同寛明発令

平成13年4月1日付けで、九州工業大学教授の大同寛明が、数理物理講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に山崎伸二発令

平成13年4月1日付けで、国立国際医療センター研究所室長の山崎伸二が、感染制御学講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に大木 理発令

平成13年4月1日付けで、大学院農学生命科学研究科助教授の大木理が、生態管理学講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に上甫木昭春発令

平成13年4月1日付けで、大学院農学生命科学研究科助教授の上甫木昭春が、環境計画学講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に杉本憲治発令

平成13年4月1日付けで、大学院農学生命科学研究科助教授の杉本憲治が、資源細胞工学講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に稲葉俊夫発令

平成13年4月1日付けで、大学院農学生命科学研究科助教授の稲葉俊夫が、動物応用形態学講座担当教授に発令された。

◇大学院農学生命科学研究科教授に野村紘一発令

平成13年4月1日付けで、大学院農学生命科学研究科助教授の野村紘一が、動物疾病治療学講座担当教授に発令された。

◇経済学部教授に宮田由紀夫発令

平成13年4月1日付けで、大阪商業大学助教授の宮田由紀夫が、応用経済学講座担当教授に発令された。

◇経済学部教授に荒木長照発令

平成13年4月1日付けで、経済学部助教授の荒木長照が、経営科学講座担当教授に発令された。

◇総合科学部教授に中河伸俊発令

平成13年4月1日付けで、富山大学教授の中河伸俊が、人間科学講座担当教授に発令された。

◇総合科学部教授に松坂裕之発令

平成13年4月1日付けで、東京都立大学助教授の松坂裕之が、物質科学講座担当教授に発令された。

<p>◇総合科学部教授に角田 猛発令 平成13年4月1日付けで、総合科学部助教授の角田 猛が、人間科学講座担当教授に発令された。</p> <p>◇総合科学部教授に川本真由子発令 平成13年4月1日付けで、総合科学部助教授の川本真由子が、総合言語文化講座担当教授に発令された。</p> <p>◇総合科学部教授に古我知峯雄発令 平成13年4月1日付けで、総合科学部助教授の古我知峯雄が、物質科学講座担当教授に発令された。</p> <p>◇社会福祉学部教授に藤井達也発令 平成13年4月1日付けで、横浜市立大学看護短期大学部教授の藤井達也が、社会福祉学第二講座担当</p>	<p>教授に発令された。</p> <p>◇総務課長に山野 勇発令 平成13年4月1日付けで、成人病センター業務課長の山野 勇が、総務課長に発令された。</p> <p>◇企画調整課長に林 新一発令 平成13年4月1日付けで、金融課参事の林 新一が、企画調整課長に発令された。</p> <p>◇社会福祉学部事務課長に水細修二発令 平成13年4月1日付けで、教務課長の水細修二が、社会福祉学部事務課長に発令された。</p> <p>◇教務課長に福元 学発令 平成13年4月1日付けで、中央子ども家庭センター次長の福元 学が、教務課長に発令された。</p>
---	---

◇学位取得

学位名	所属部局	職名	氏名	論文名	学位取得年月日	審査大学名
博士 (工学)	工学研究科	助手	古 莊 義 雄	Design and Molecular Recognition of Twisted Aromatics	平成10年9月17日	東 京 大 学
博士 (農学)	農学生命科学研究科	助手	稲 本 勝 彦	動的生長モデルに基づく制御環境下におけるチューリップの切り花生産システムの確立	平成12年11月24日	京 都 大 学
博士 (工学)	先端科学研究所	助手	津久井茂樹	酸化物高温超伝導体 YBa <sub>2</sub> Cu <sub>3</sub> O <sub>y</sub> 中の酸素拡散に関する研究	平成13年1月29日	大 阪 大 学
博士 (工学)	総合情報センター	講師	宮 本 貴 朗	マルチメディア情報通信における画像情報処理とネットワーク管理に関する研究	平成13年2月28日	大 阪 府 立 大 学
博士 (理学)	先端科学研究所	助手	清 田 俊 治	モリブデンポリアミン錯体の研究	平成13年3月20日	岡 山 理 科 大 学
博士 (文学)	総合科学部	助手	水 野 真 彦	企業間ネットワークの地理学的研究	平成13年3月23日	京 都 大 学

## 5 学 内 報

## ◇主要日誌

日 (曜)	事 項	日 (曜)	事 項
1月9日 (火)	部局長連絡会 評議会 (第746回)	3月1日 (木)	持回り評議会
10日 (水)	学位授与式、課長会議	8日 (木)	一般選抜学力検査 (中期日程)
17日 (水)	人権問題講演会	12日 (月)	一般選抜学力検査 (後期日程)
20日 (土)	大学入試センター試験 (~21日)	13日 (火)	部局長連絡会 評議会 (第748回)
23日 (火)	部局長連絡会、課長会議	14日 (水)	課長会議
2月13日 (火)	部局長連絡会 評議会 (第747回)	22日 (木)	学長顕彰表彰
14日 (水)	課長会議	23日 (金)	学位記授与式
25日 (日)	一般選抜学力検査 (前期日程)	27日 (火)	部局長連絡会、課長会議
27日 (火)	部局長連絡会、課長会議	30日 (水)	停年等退職教員辞令交付
		4月2日 (月)	辞令交付

## ◇評議会

## 第746回評議会 (平成13年1月9日)

## 報告事項

- 1 大学院委員会について
- 2 総合情報センター運営委員会について
- 3 平成14年度入学者選抜において採用する  
実施方法・日程について

## 協議事項

- 1 平成13年度学年暦について

## 第747回評議会 (平成13年2月13日)

## 報告事項

- 1 公開講座企画委員会について
- 2 広報委員会について
- 3 国際交流委員会について
- 4 入学試験運営委員会について
- 5 総合情報センター管理委員会について
- 6 総合情報センター運営委員会について
- 7 府大学のあり方検討会議について

## 協議事項

- 1 学長選考について
- 2 次期総合情報センター所長及び情報システム部長の選考について
- 3 平成13年度大阪府大学在外研究員候補者  
(府費負担) について
- 4 大学改革の推進について
- 5 総合科学部教員のセクシュアル・ハラスメント事案について

## 持回り評議会 (平成13年3月1日)

## 協議事項

- 1 総合科学部教員のセクシュアル・ハラスメント事案に係る、口頭陳述における付添人の同行について

## 第748回評議会 (平成13年3月13日)

## 報告事項

- 1 教授任用について
- 2 科学技術共同研究センター運営委員会について
- 3 セクシュアル・ハラスメント委員会について
- 4 大学院委員について
- 5 自己点検・評価制度委員会について
- 6 公開講座企画委員会について
- 7 総合情報センター運営委員会について
- 8 外国人留学生委員会について
- 9 学生委員長会議について
- 10 平成13年度予算内示の概要について

## 協議事項

- 1 将来計画委員会委員について
- 2 障害者問題委員会委員について
- 3 自己点検・評価制度委員会委員について
- 4 教育課程編成委員会委員について
- 5 大阪府立大学規則の制定及び一部改正について

## 6 府大学関係

### ◇大阪府大学条例の一部改正

大阪府大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月30日

大阪府知事 齊藤房江

### 大阪府条例第19号

大阪府大学条例の一部を改正する条例

大阪府大学条例（昭和24年大阪府条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「千三百三十四人」を「千三百十四人」に改める。

第9条第2項中「五万五千円」を「五万七千円」に改める。

別表第1中

同	一 単 位 の 額	同	同	月 額	同	同	一 単 位 の 額	同	同	年 額
一 三 、 三 〇 〇	一 三 、 三 〇 〇	二 六 、 六 〇 〇	二 六 、 六 〇 〇	二 六 、 六 〇 〇	一 三 、 三 〇 〇	一 三 、 三 〇 〇	一 三 、 三 〇 〇	四 七 八 、 八 〇 〇	三 四 八 、 六 〇 〇	四 七 八 、 八 〇 〇

を

同	一 単 位 の 額	同	同	月 額	同	同	一 単 位 の 額	同	同	年 額
一 三 、 八 〇 〇	一 三 、 八 〇 〇	二 七 、 六 〇 〇	二 七 、 六 〇 〇	二 七 、 六 〇 〇	一 三 、 八 〇 〇	一 三 、 八 〇 〇	一 三 、 八 〇 〇	四 九 六 、 八 〇 〇	三 六 一 、 八 〇 〇	四 九 六 、 八 〇 〇

に改める。

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成11年3月31日に府が設置する大学に在学していた者で、この条例の施行の日以後も引き続き在学するもののその引き続き在学に係る授業料の

額については、改正後の大阪府立大学条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成11年4月1日以後において府が設置する大学に転学、編入学又は再入学をした者で前項に規程する者の属する年次に在学するもののこの条例の施行の日以後の在学に係る授業料の額については、改正後の大阪府大学条例別表第1の規定にかかわらず、当該年次に在学する者に係る額と同額とする。

### ◇大阪府大学条例施行規則の一部改正

大阪府大学条例施行の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月13日

大阪府知事 齊藤 房江

### 大阪府規則第7号

大阪府大学条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府大学条例施行規則（昭和25年大阪府規則第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表大阪府立大学の項を次のように改める。

立 大 大 阪 大 学 府					
研 社 究 会 科 福 学 祉 科 学	研 理 究 学 科 系	研 人 究 間 科 文 学 化 学 学	研 経 究 済 科 学	科 農 学 学 研 生 究 命 科 学	工 学 研 究 科 学
博 士 課 程					

第9条第1項の表の備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大阪府大学条例施行規則第9条第1項に規定する大阪府立大学大学院総合科学研究科は、

改正後の大阪府大学条例施行規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### ◇大阪府大学条例施行規則の一部改正

大阪府大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 13 年 3 月 30 日

大阪府知事 齊藤 房江

#### 大阪府規則第 26 号

大阪府大学条例施行規則の一部を改正する規則  
大阪府大学条例施行規則(昭和 25 年大阪府規則第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「一一九、七〇〇」を「一二四、二〇〇」に、「八七、一五〇」を「九〇、四五〇」に改める。

別表第 1 中「三八七」を「三六七」に、「一、三三四」を「一、三一四」に改める。

別表第 2 中

「獣医解剖学  
獣医生理学  
獣医薬理学  
獣医病理学  
獣医微生物学  
獣医公衆衛生学  
獣医内科学  
獣医外科学  
獣医臨床繁殖学  
獣医分子生物学  
獣医免疫学  
毒性学  
実験動物学  
放射線学  
獣医疫学」

を

「動物応用形態学  
動物応用機能学  
感染制御学  
動物疾病治療学」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成 11 年 3 月 31 日に府が設置する大学に在学していた者で、この規則の施行の日以後も引き続き在学するもののその引き続き在学に係る授業料(科目等履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生に係るものを除く。)の期ごとの納付額については、改正後の大阪府大学条例施行規則(以下「新規則」という。)第 12 条の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 11 年 4 月 1 日以後において府が設置する大学に転学、編入再学又は入学をした者で前項に規程する者の属する年次に在学するもののこの規則の施行の日以後の在学に係る授業料の期ごとの納付額については、新規則第 12 条の規定にかかわらず、当該年次に在学する者に係る額と同額とする。

#### ◇大阪府大学職員被服貸与規程の一部改正

##### 大阪府訓令第 2 号

生活文化部長  
健康福祉部長  
各大阪府大学長

大阪府大学職員被服貸与規程(昭和 61 年大阪府訓令第 9 号)の一部を次のように改正し、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

平成 13 年 3 月 23 日

大阪府知事 齊藤 房江

別表 16 の項を削る。

#### ◇大阪府大学処務規程の一部改正

##### 大阪府訓令第 16 号

生活文化部長  
健康福祉部長  
各大阪府大学長

大阪府大学処務規程(昭和 33 年大阪府訓令第 53 号)の一部を次のとおり改正し、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

平成 13 年 3 月 30 日

大阪府知事 齊藤 房江

第 3 条の表大阪府立大学の項中「会計課」を「企画調整課」に改める。

第 4 条中第 12 項を第 14 項とし、第 5 項から第 11 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 4 項を第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 5 会計課においては、次の事務をつかさどる。

<p>一 予算及び決算に関すること。                  二 会計経理に関すること。                  三 財産管理に関すること。                  四 建設工事に関すること。                  五 土地及び建物の維持保全に関すること。                  六 前各号に掲げるもののほか、会計及び施設に関すること。</p> <p>第4条中第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>3 企画調整課においては、次の事務をつかどる。</p> <p>一 企画及び調整に関すること。                  二 予算及び決算に関すること。                  三 大学規則等の制定及び改廃に関すること。                  四 調査及び統計に関すること。                  五 学術研究の奨励に関すること。</p> <p>第4条第2項を削り、同条第1項中「総務課において」を「大阪女子大学の総務課及び大阪府立看護大学の総務課において」に、「次項各号及び第3項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>大阪府立大学の総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。                  二 公印の保管に関すること。                  三 文書及び物品の受発及び整理保存に関すること。                  四 儀式及び会議に関すること。                  五 会計経理に関すること。                  六 財産管理に関すること。                  七 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>第10条第1項第5号中「非常勤職員」の下に「(地方公務員法(昭和25年法律第二百六十一号)第28</p>	<p>条の5条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。</p> <p>◇大阪府大学職員の勤務時間、休憩時間等に関する                  規程の一部改正                  大阪府訓令第17号</p> <p>生活文化部長                  健康福祉部長                  各大阪府大学長</p> <p>大阪府大学職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(昭和41年大阪府訓令第4号)の一部を次のとおり改正し、平成13年4月1日から実施する。</p> <p>平成13年3月30日</p> <p>大阪府知事 齊藤 房江</p> <p>第3条中「次条」を「次条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第二百六十一号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定による休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までの範囲内で、別に定める。</p> <p>第4条に次の1項を加える。</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後零時15分から午後1時までの範囲内で、別に定める。</p> <p>第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の休息時間は、前項の規定にかかわらず、1日2回の範囲内で、別に定める。</p>
---	---

## 7 参考法令等

<p>◇政 令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立学校設置法施行令の一部を改正する政令(151)(官報 平成13年3月31日) 号外特第8号)</li> </ul> <p>◇府令・省令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学1)(官報 平成13年3月30日) 号外第63号)</li> </ul> <p>◇省 令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学入学資格検定規程の一部を改正する省令</li> </ul>	<p>(文部科学20)                  (官報 平成13年3月6日 号外第41号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(文部科学22)                  (官報 平成13年3月27日 第3082号)</li> <li>教育公務員特例法施行令第3条の2の規程に基づく文部科学省所轄機関等の長等の選考の手續及び任期等を定める手續に関する省令の一部を改正する省令</li> </ul>
--	---

(文部科学 25)

- ・大学の設置等の許可の申請手続等に関する規則の一部を改正する省令 (文部科学 26)
- ・独立行政法人大学入試センターに関する省令 (文部科学 29)
- ・大学設置基準の一部を改正する省令 (文部科学 44)
- ・大学通信教育設置基準の一部を改正する省令 (文部科学 45)
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学 49)  
(官報 平成 13 年 3 月 30 日 号外第 63 号)
- ・日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学 52)  
(官報 平成 13 年 3 月 30 日 号外第 64 号)
- ・文部科学省組織規則の一部を改正する省令 (文部科学 53)  
(官報 平成 13 年 3 月 30 日 号外第 65 号)
- ・国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学 57)
- ・国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学 58)
- ・文部科学大臣の所掌に係る研究の交流の促進に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学 59)
- ・国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学 60)
- ・大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する奨励 (文部科学 61)
- ・教育公務員特例法施行令第 1 条の規程に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令の一部を改正する省令 (文部科学 62)  
(官報 平成 13 年 3 月 31 日 号外第 8 号)

◇告 示

- ・学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目を確認した件 (総務 12)
- ・学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目を確認した件の一部を改正する件 (総務 13~17)  
(官報 平成 13 年 1 月 22 日 号外第 10 号)
- ・平成 13 年度における厚生科学研究費補助金の交付の対象となる研究課題並びに研究計画書の提出期間及び提出先を定めた件 (厚生労働 57)
- ・特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

施行規則第 15 条第 8 号に基づき、同規則様式第 7 の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件 (特許庁 1)

- (官報 平成 13 年 2 月 27 日 号外第 35 号)
- ・平成 13 年度科学研究費補助金 (特定奨励費) における交付申請書の提出期限等を定める件 (文部科学 22)  
(官報 平成 13 年 3 月 1 日 第 3065 号)
- ・大学の設置等の認可の申請手続に関する規則の規定に基づき、大学の設置等の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数の一部を改正する件 (文部科学 43)
- ・大学の設置等の許可申請書その他の書類の様式及び提出部数を定める件の一部を改正する件 (文部科学 44)
- ・大学設置基準第 25 条第 2 項の規程に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件 (文部科学 51)
- ・大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件 (文部科学 55)  
(官報 平成 13 年 3 月 30 日 号外第 63 号)